2025年　第5・6号
令和7年4月25日発行（隔月1回25日発行）
ISSN 2435-0354
https://www.jiima.or.jp/

IM

Journal of Image & Information Management

JIIMA

全国自治体 DX

港区はなぜDX推進の先進自治体なのか？

令和7年度電帳法改正法令から読み解く デジタルシームレス制度の概要

前 編

AGI時代へ向けた業務効率化と文書管理の進化

2025
5・6
MAY.JUN

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

JIIMA

DXを加速させる

自治体向け 公文書管理セミナー

いよいよ始動！

個別相談コーナー付き
動画配信セミナーです

■ 開催時期（視聴期間）予定

第1回　2025年　7月（1か月）
第2回　2025年10月（1か月）
第3回　2026年　1月（1か月）

■ 受講受付

2025年4月21日から

お申込み、詳しいご案内はホームページをご覧ください

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 TEL. 03-5244-4781

www.jiima.or.jp

KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

あらゆる
マイクロフィルム
形態に対応し、
情報の運用・管理を
支えます

PCとの接続で蘇る「マイクロフィルム＝レジェンドメディア」からの情報の利活用が可能

多彩な機能と検索力を集約した マイクロフィルムスキャナー

PCと共にデスクトップに設置可能な軽量・小型設計のマイクロフィルムスキャナー。ブリップ検索も可能になることでより快適な作業を実現します。また、タッチパネルにも対応する簡単・快適操作の専用アプリケーション「SL-Touch」も標準装備。省スペースと高性能を両立し、“マイクロフィルム＝レジェンドメディア”の活用シーンを拡大します。

※写真はLS5200Bです。

- 使用フィルムの形態に合わせて機種モデルの選択が可能
- ブリップ検索対応、正確な高速自動検索・ファイル出力
- 6.8×～105×の幅広いズーム&光学解像度430dpi

Legend Scanner シリーズ

○FCモデル／LS5000F ○電動RFCモデル／LS5100R
○ブリップ検索モデル／LS5200B

大切な貴重書や劣化図書などの原本を
傷めずに高品質でスキャンができる

フェイスアップスキャナーシステム

- 出張スキャンにも対応 **優れた可搬性**
- 原稿に優しく劣化を防ぐ **LED光源採用**
- 細部まで鮮明にスキャン **光学解像度400dpi**
- 多彩な編集／加工が可能 **アプリケーション搭載**

フルカラー・フェイスアップスキャナーシステム

ScanDIVA

○アーカイブモデル／ScanDIVA SD8800A
○標準モデル／ScanDIVA SD8000G

「マイクロフィルム=レジェンドメディア」から
蘇る情報の利活用ができる最新鋭機

「Legend Viewer」

- リーダプリンター機能／スキャナー機能の **切り替えがワンタッチ**
- スキャンも、プリントも、デジタルならではの **高速・高画質を実現**
- 充実した便利機能と多彩なオート機能で **操作が簡単**

※写真はLV7100です。

A3スクリーン・A3プリンター搭載
LV7100

A4スクリーン・A3プリンター搭載
LV6100

各機種ともに高品質・高信頼性の国内生産

〈国内総販売元〉
コニカミノルタ ジャパン株式会社
〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1 https://konicaminolta.com

商品に関するお問い合わせは 0120-805039
受付時間 9:00～12:00・13:00～17:00(土、日、祝日を除く)

FUJIFILM
Value from Innovation

富士フイルム独自のアーカイブソリューション

『ディターニティ』

社内のデータ保管に関する「効率化」「コスト削減」「安全性強化」など、さまざまなデータ保管・管理のニーズに、磁気テープを使用したアーカイブソリューション『ディターニティ』がお応えします。

dternity
FUJIFILM Archive Solutions

内部保管する

データアーカイブソリューション
ディターニティ オンサイトアーカイブ

大容量・低コスト・簡単操作のアーカイブ専用ストレージ。

ハードディスク(HDD)と最新のテープライブラリを組み合わせた、長期保管用ストレージシステムです。

デジタル化する

デジタル化・データ変換サービス
ディターニティ コンバージョン

コンテンツを最新デジタル環境に変換。

●本製品についてのお問い合わせは

株式会社 ムサシ　〒104-0061　東京都中央区銀座8-20-36　東京第一支店　TEL. 03 (3546) 7720
札幌支店 011(708)3541　仙台支店 022(796)2101　北関東支店 048(640)5795　東関東支店 043(305)4901　神静支店 045(620)0863
名古屋支店 052(228)7865　大阪支店 06(6745)1643　中四国支店 082(232)9261　福岡支店 092(282)6301

IM

2025-5・6月号　通巻第 617 号

IM電子版はPDFで閲覧できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用ください。
JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

4……全国自治体DX最前線
港区はなぜDX推進の先進自治体なのか？
広報委員会

8……**令和7年度電帳法改正法令から読み解くデジタルシームレス制度の概要**
SKJ総合税理士事務所　袖山 喜久造

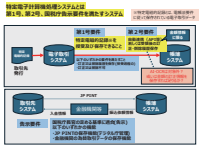

12……【前編】 **AGI時代へ向けた業務効率化と文書管理の進化**
メタデータ株式会社　野村 直之

19……**人間とテクノロジーの共生をバックキャスティングで捉える Future Care Lab in Japanが挑む共創による「未来の介護」**
株式会社メディア・パラダイム研究所　奥平 等

【連載　生成AIの時代】
26……第11回　**中国産AIによる情報統制とグローバル社会への影**
株式会社第一生命経済研究所　柏村 祐

【連載　公文書管理シリーズ】
29……第55弾　**適正な公文書管理を考える―会議録のあり方を中心に**
広報委員会　長井 勉

【わが社のプレゼン会員企業インタビュー】株式会社ユニリタ
34……**ユニークな発想と利他の精神で、お客様の成功に貢献する企業を目指す**

37……**文書情報マネージャー　認定者からのひと言**

38……**文書情報管理士　合格者からのひと言**

40……**2024年度文書情報管理士最新報告**
文書情報管理士検定試験委員会委員長　室井 弘之

43……**安全な電子取引のための解説 ―課題整理とチェックポイント― Ver.1.0を公開しました**
電子取引委員会

45……**全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 第50回全国（仙台）大会報告 テーマ「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」**
広報委員会　長井 勉

48……ニュース・ア・ラ・カルト
- JIIMAウェビナー 2025 開催決定　6月3日～ 6月17日
- 経済産業省「健康経営銘柄2025」を発表
- TREASURY　ネクスウィルと資本業務提携を締結
- LegalOn Technologies　AI法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」、法務部門への依頼や相談をAIが要約する「案件要約機能（β）」を搭載
- Hubble　マルハニチロ物流の契約DX事例を公開
- 弥生　「個人事業主 課題調査2025」を発表
- JIPDECとITRが『企業IT利活用動向調査2025』の結果を発表
- 各社ニュース

50……新製品紹介
- RICOH IM C6010SD／ C4510SD／ C3010SD　㈱リコー
- 「Jet Press 2160CFG」　富士フイルムビジネスイノベーション㈱
- 「Q-5000」、「Q-40」　エプソン販売㈱

51……コラム
第6回　箸休め　尊い「あたりまえ」、そして…
志度寺／記録資料研究所　毛塚 万里

52……■ IM編集委員から

広告ガイド

自治体向け　公文書管理セミナー……表2
エイチ・エス写真技術株式会社……表3
文書情報管理士　2025年夏試験……表4
コニカミノルタジャパン株式会社……前1
株式会社ムサシ……前2
令和5年度税制改正対応e-文書法 電子化早わかり……28頁
文書管理達成度評価・調査ご協力のお願い……33頁
JIIMA入会のおすすめ……36頁
文書情報マネージャー認定セミナーのご案内……37頁
【新刊案内】文書情報マネジメント……42頁

全国自治体DX最前線

港区はなぜDX推進の先進自治体なのか？

デジタル化が進む現代社会において、自治体のDX（デジタルトランスフォーメーション）が住民サービスの質を大きく左右しています。東京都港区は、全国でも先進的なDX施策を展開しており、多くの自治体がその取り組みに注目しています。

本記事では、港区のDX推進の背景や具体的な取り組み、課題、そして今後の展望について、担当者へのインタビューを通じて詳しく解説します。

広報委員会

■港区について

東京都港区は面積20.36km²、人口267,641人(うち外国人22,367人)、世帯数153,877世帯（※令和6年9月1日現在）。東京都の南東部に位置し、政治・経済・文化の中心地として発展してきた都市です。

港区と台場地区を結ぶレインボーブリッジや東京タワーなどの名所をはじめ、六本木、赤坂、青山などのビジネスエリアや高級住宅街も擁し、多くの企業の本社が集まるエリアでもあります。また、外国人居住者も多く、多文化共生の取り組みも進んでいます。こうした都市環境の中で、デジタル技術を活用し、住民や企業の利便性向上を目指すDX施策が積極的に推進されています。

港区ウェブサイト　https://www.city.minato.tokyo.jp/

港区のDX推進の背景

――港区はDX推進において全国でも高い評価を受けていますが、その背景には何があるのでしょうか？

デジタル改革担当課長　多田伸也 氏（以下、多田課長）　港区では2021年度から2026年度までの６カ年計画として「港区DX推進計画」を策定し、行政のデジタル化を進めています。以前は「港区情報化推進計画」としていましたが、よりデジタル化に重点を置くために2024年度から港区「港区DX推進計画」に改めました。特に、オンライン申請の導入や文書管理のデジタル化などに力を入れてきた結果、全国でも先進的な取り組みと評価されています。

港区企画経営部　デジタル改革担当課長　新技術活用担当課長
多田 伸也 氏（写真右）
同　企画課 デジタル改革担当係長 新技術活用担当係長
小川 雅弘 氏（写真左）

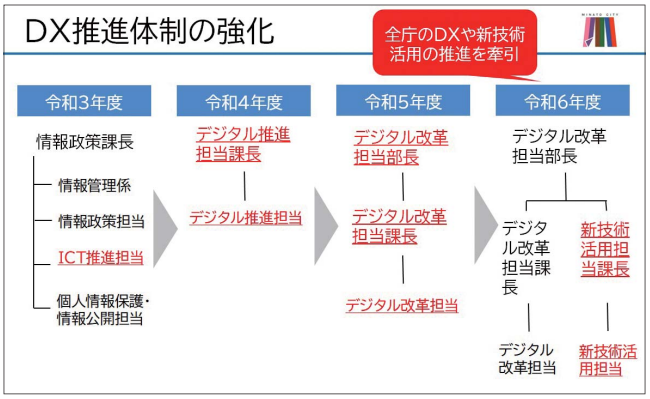

図1　「DX推進計画」における体制図。年度ごとに柔軟な進化がみられる

さらに、区内の事業者や住民との連携を強化し、デジタルリテラシーの向上を図るためのセミナーやワークショップも開催しています。特に、高齢者向けのデジタルサポートを強化し、誰もが使いやすいDXの実現を目指しています。

――2021年度からというと、新型コロナウイルス感染症が拡大していたころだと思いますが、それらはDX推進に影響はありましたか?

多田課長　当時、不要不急の外出を控えることやテレワークの推進など、国全体で取り組んだ結果、全体的にオンライン化が浸透していきました。また区民の皆様からも、窓口に行かなくても手続きが完結するようなシステムを求められていました。行政としても住民の安全を守る必要性もあり、結果的にオンライン化が進んだきっかけとなった部分はあるかと思います。

――6カ年計画の体制図を見させていただくと、年度ごとにアップデートされているのだと思いますが、技術進化や人事異動などの影響はないのでしょうか?

多田課長　DXを進めて住民サービスを向上させること、事務作業の効率化を図ることなど、それらの理念は基本的に何年経っても変わらないんですが、IT技術はどんどん進化していますし、公務員には異動年限がありますので、正直なところ、当初の計画から変更せざるをえない部分はあります。特に人材育成という部分では課題がありますね。そのため、文書管理という部分はもちろん、最新技術の利用や運用方法などはコンサルをお願いしている企業や民間業者からアドバイスをいただき、検討しながら進めているというのが現状です。

――「職員の異動や退職によるスキルロス」は、他の行政の方々からも課題としてよく伺います。JIIMAとしても今年4月から「自治体向け公文書管理セミナー※1」の受付を開始し、公文書の管理方法や公文書管理条例制定の重要性などを啓発していきたいと考えています。

多田課長　なるほど。そういったセミナーを予定されているんですね。職員のスキルアップや行政業務の導入学習となるセミナーが開催されるのは、我々としても大いに歓迎したいところです。

行政サービスのオンライン化

――行政サービスのオンライン化について、どのような取り組みをされているのでしょうか?

多田課長　現在、港区ではオンライン申請の100%化を達成しました。ただし、これは「申請可能なものは全てオンライン対応している」という意味で、法令上オンライン化できないもの（戸籍関連の手続きなど）は含まれていません。また、住民の皆さんが迷わず利用できるよう、申請ポータルを設け、2000件以上の申請手続きを一覧化しました※2。

くわえて、LINE公式アカウントを活用し、住民が24時間いつでもさまざまな分野に関する質問をAIチャットボットに気軽に相談できる仕組みも導入しています（図2）。これにより、問い合わせ件数の削減と、より迅速な対応が可能となっています。

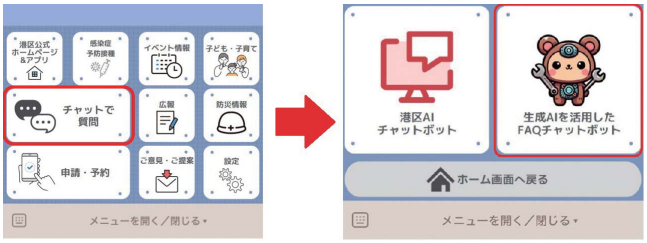

図2　LINEを利用した生成AIチャットボットの使用画面。さまざまな分野の質問を簡単に投稿することができ、リアルタイムで的確な返信が行われる

――オンライン申請の導入による住民の反応はどうですか?

多田課長　利便性が向上したという声が多い一方で、「どの手続きがオンラインでできるのか分かりにくい」という意見もありました。そのため、広報活動を強化し、住民が迷わず手続きを進められるよう工夫しています。

――オンライン申請自体は住民の方々に受け入れられているということでしょうか?

多田課長　世代別に温度差はありますが、全体的には受け入れられていると思います。特に若い世代の方はすべてオンラインで完結できることを望んでおられており、実際「港区主催二十歳（はたち）のつどい」の申込みはすべてオンラインからでした。そのため、「この申請はオンラインでできないのか」といった問い合わせや、「お知らせもハガキではなくメールでほしい」という要望もあります。住民の方々からの要望については極力対応していきたいと考えていますが、個人情報の管理やセキュリティの部分もあり課題は残っています。

――逆に、オンライン申請に向かないといったものはあるんでしょうか?

多田課長　区役所の受付は相談窓口も兼ねていますから、相談した上で申請するか否か判断が必要な申請は、直接区役所までお越しいただいたうえで手続きされるほうがよい場合もあります。このあたりはケース・バイ・ケースですね。柔軟な対応が必要なもの、手軽に申込みしたいもの、申請の種類によって多岐

※1　自治体職員及び関係者に向けたJIIMA主催のセミナー。詳細はHPを参照。https://www.jiima.or.jp/dimgr/municipality_seminar_info/

※2　港区電子申請ポータル https://logoform.jp/procedure/Mt5V/939

にわたりますが、住民の皆様が求めていることに対応できることが重要であると考えています。

公文書管理のデジタル化と課題

――デジタル化に伴い、紙の文書管理はどのように変わりましたか?

多田課長　文書管理システムを導入し、電子決裁を基本としています。ただし、大量の書類や添付ファイルの制限などの課題もあり、一部はまだ紙での管理が必要な状況です。また、意思決定に関わる重要な文書は原本を紙で保管しつつ、副本をデジタル化しているケースもあります。

――デジタル化しても紙を原本にせざるをえない文書があるということでしょうか?

多田課長　そうですね。特にこちらがデジタル化していても、相手先が「紙でのやりとり」を基本としていた場合、それにあわせて紙を原本として保存しておかなければなりません。また法令上、オンライン申請できないものについては紙が発生しますし、それらをスキャンしてデータ化はしていますが、やはり紙を原本としているものもあります。

――公文書の電子化については、どのようにお考えでしょうか?

多田課長　公文書管理の電子化が重要であると認識しています。また、電子決裁を活用することで、業務のスピードアップや管理工数の削減が可能になります。港区としても、AIをより活用するなど公文書管理システムのさらなる強化を検討しています。

さらに、電子契約の導入や、公文書の長期保存に関する技術導入も進めており、より効率的な文書管理を目指しています。

――内閣府が発表している「デジタル技術を用いた行政文書の作成・管理等について」では、AIを活用した文書なども行政文書となると記載されていますが、そのあたりの管理はいかがでしょうか?

多田課長　SNSやTeams、AIチャットボットなどいろいろ便利になっている反面、そういったものの管理は、港区だけに限らずどこの自治体でも課題となっていると思います。現在は意思決定に係る文書については原則文書管理システムに登録するようになっていますが、SNS、Teams、AIチャットボット等に関しては運用面でまだ難しいところがあります。なお、港区では「デジタル改革担当」(図3) という部署を創設しており、ITなどの新しい技術等については、常に議論を重ねてアップデートしています。

図3　官民のデジタル化を推進する部署である「デジタル改革担当」。港区ではかなり早い段階から導入されている

AIやRPAの活用

――AIやRPAの活用についても進んでいるようですが、具体的にどのような取り組みをされていますか?

多田課長　AIやRPA (ロボティック・プロセス・オートメーション) を積極的に活用しています。例えば、

- AIチャットボットによる多言語対応の情報提供
- AI-OCR (光学文字認識) による申請書類の自動読み取り
- RPAを活用した業務の自動化 (職員の超過勤務管理など)
- 保育園入園選考のAIマッチング

など、区民サービスの向上や業務の効率化を目的とした施策を実施しています。

AI-OCRの利用については、紙で大量に申請されるものに使われることが多いです。職員が一つ一つ手作業で入力となると効率が悪いので、そのあたりAI-OCRとRPAをセットで活用しています。ただ、証憑関連の文書でも形式によって精度が変わってきます。具体的にいえば、枠が狭いために文字も小さくなるとうまく読み込めないといった具合です。このあたりは工夫が必要ですね。また、デジタル化した文書については、改ざん防

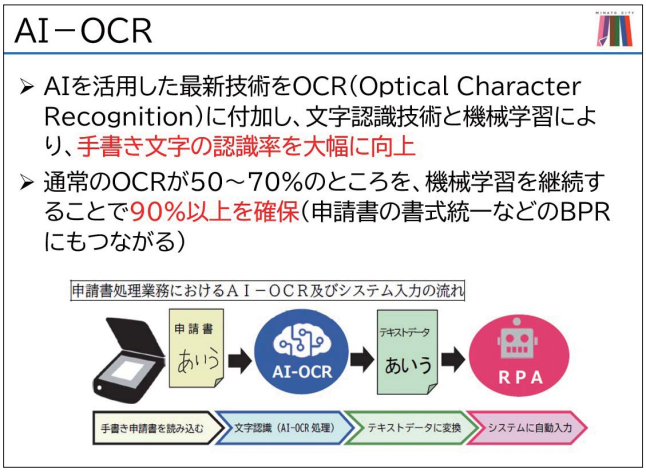

図4　港区ではRPAやAI-OCR技術をうまく活用することで、業務効率を大幅にアップしており、生み出した資源 (人・時間) を、直接的な区民サービス業務にシフトされている

止にあたって電子署名も重要なポイントになってきます。

DX推進における課題解決に向けて

――デジタル化を進める中で、課題は何でしょうか?

多田課長　大きな課題の一つは、紙とデジタルの併用による管理の煩雑さです。例えば、申請書類をオンラインで受け付けても、最終的に紙で出力しなければならない手続きもあります。また、住民の中にはデジタルに不慣れな方もいるため、対面窓口のサポートは依然として重要です。

――マイナンバーカードの利用についてはいかがでしょうか?

多田課長　本人確認が必要な申請についてマイナンバーカードの利用は増えています。ただ、申請によってはマイナンバーカードを使わなくても申請できるものもありますので、申請される書類によって利用率は異なるといったところでしょうか。もちろん今後マイナンバーカードは利用が多岐にわたってきますので、役所でもマイナンバーカードを使った申請は増加傾向にあり、都度対応していかなければならないと認識しています。

――いま話題の生成AIなどについてはどうお考えでしょうか?

多田課長　最近爆発的に利用が増えてきた生成AIですが、港区でも会議の議事録作成や企画のアイデア出しなどで利用しております。ソフトとしては「Microsoft Copilot」を使用していますが、いろいろな機能が追加されどんどん発展しているので何でもできてしまう。正直、各職員も、どこまで活用していいのか、判断に迷っている部分もあります。このあたり、AIの進化と現場職員の理解度をうまく調整していく必要は感じています。

――いろいろ課題や解決方法をお聞きした上でずばりお尋ねします。港区はDX先進自治体として評価されていますが、DXが推進できている要因はどこにあるんでしょうか?

多田課長　いろいろな要因がありますので明確な回答はなかなか難しいところですが、実はDXを推進する、申請をオンライン化するとなったとき各所管課からはあまり好意的に受け入れられませんでした。やはり、オンライン申請についても、通常通りの紙書類に加えてオンラインも追加されるわけですから、窓口が２つになって処理や管理も煩雑になる。ただその一方、紙の申請には時間がかかっていたものが、オンラインになるとすんなり処理が完了する。紙書類の処理の負担がオンライン申請による業務効率化で工数を削減できることがわかったんですね。そこを各所管課が理解してくれたことが大きいと思います。

図５　港区では「みなと新技術チャレンジ提案制度」といった制度を通じて、民間事業者等の持つ新技術を積極的に活用し区民サービスの質の向上や地域活性化が図れるような取り組みを行っている
※現在は募集していません。

――具体的にはどこが中心となって推進したんでしょうか?

多田課長　我々のデジタル改革担当が各部署へのヒアリングから、何が紙の申請でどれをオンライン化できるのかすべて調査し、申請フォームの構築まで行いました。また職員の意識統一として「職員みんなで港区のDXを推進する」という理念を共有し、一丸となって協力してもらいました。もちろんDX推進についての補正予算もちゃんとつけてもらいましたから、お金も人もやる気も全部揃った結果、うまくいったといえるのかもしれません。

――なるほど。職員の意識統一と実際に動くメンバーの行動力、これらの相乗効果がDX推進の原動力なんでしょうね。

今後の計画

――最後に今後の展望について教えてください。

多田課長　さらなるデジタル化を進めるために、行政からの処分通知のデジタル化を検討しています。また、生成AIの活用も進めており、議会答弁の作成支援や住民相談対応の強化を図っています。今後も、住民の利便性向上と行政業務の効率化の両立を目指していきます。

なお、港区のDX推進は、行政だけでなく、民間事業者や区民とともに作り上げていくものです。「みなと新技術チャレンジ提案制度」などを通じて、新たな技術やアイデアが生まれ、より良い街へと進化していけるよう、これからも区民の皆様とともに努力していきます。

令和7年度電帳法改正法令から読み解く デジタルシームレス制度の概要

JIIMA法務委員会アドバイザー　SKJ総合税理士事務所
所長・税理士　袖山（そでやま） 喜久造（きくぞう）

令和6年12月末に閣議決定された令和7年度の与党税制改正大綱では、納税環境整備の項目で、電子帳簿保存法の改正に関する項目が記載されています。令和7年度の電子帳簿保存法の改正は、近年の税務行政のDX化の取り組みの一環と見受けられます。国税当局が税務コンプライアンスリスク軽減のため推進する「事業者のデジタル化」は、当面は、デジタルインボイスと優良電子帳簿の利用促進を最重要推進項目としており、本改正は、納税者と取引先を含めたシームレスな業務処理や会計処理を推進する改正と考えられます。

本稿では、令和7年3月末に公布された電子帳簿保存法の改正の概要について解説しますが、公布された法令や令和7年度与党税制改正大綱に基づいて執筆していますので、正確な法令解釈や具体的な要件等については後日国税庁から発遣される通達や一問一答等で詳細が明らかになります。

1. 電子帳簿保存法の改正の変遷

税法で保存義務が規定される帳簿書類の保存方法等の特例法として電子帳簿保存法（以下、「電帳法」といいます。）が平成10年（1998年）7月に施行され、それから約25年が経過しました。税法では、書面による帳簿書類の保存は書面で行うこととされていますが、電帳法の規定では、これらをデータで保存する場合の保存要件等が厳しかったことや事前に申請を行い承認されなければデータで保存ができないことなどが帳簿書類のデータ保存の導入件数が増加しない要因にもなっていました。

平成17年4月からは、国税関係書類のスキャナ保存制度が始まり、それまで自社がデータで作成した場合の書類データに加え、取引先から受領した取引書類をスキャニングしたデータを保存することが可能となりましたが、入力や保存の要件が厳しく、スキャナ保存の承認件数は低調のまま推移することになりました。

平成25年以降は、政府の規制改革会議において事業者の電子化の阻害要因となる法令を規制緩和し改正することが閣議決定されました。JIIMAは政府の規制改革会議において電帳法の規制緩和の必要性を唱え、電帳法で規定される各種の要件緩和に大いに貢献しました。

その後、デジタル社会の構築はスピード感をもって政府も力を入れて推進されることになり、それとともに電帳法の法令要件は大きく要件緩和が行われると同時に、電子取引データの活用を推進させるために令和3年度の改正では電子取引データの出力書面による保存方法が廃止されることになりました。

こうした規制緩和は国税庁が納税者のデジタル化推進に舵を切っていることも影響しています。業務のデジタル化の検討では、電帳法の法令要件の対応が必須となりますが、現在では電帳法の法令要件が緩和され、真実性の確保を行うための法令要件は一部撤廃され、電子帳簿や取引書類のスキャナ保存、電子取引の利用は増加し続けています。

他方、企業にとって決算書や税務申告書の基になる帳簿や書類の保存に当たっては、企業自らが真実性の確保の検討を行なう必要があります。特にスキャナ保存や電子取引データの改ざんなどが行われ帳簿作成や税務申告がされている場合には、令和4年以降、当該改ざんがあった書類データにより追徴される税額について賦課される重加算税の税率は通常の税率に10%加重に賦課されることになりますので注意が必要です。

2. 令和7年度の電帳法改正について

(1) 現行の重加算税加重賦課規定

令和3年度の電帳法改正により電帳法第4条第3項の国税関係書類のスキャナ保存の規定により保存される国税関係書類に係る電磁的記録、及び電帳法第7条で保存義務が規定される電子取引の取引情報に係る電磁的記録（以下、「電子取引データ」）に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等（以下、「修正申告等」）があった場合には、その記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の額に当該申告漏れ

【重加算税関係の加重賦課規定】

（他の国税に関する法律の規定の適用）
第八条
５　第四条第三項前段に規定する財務省令で定めるところに従って保存が行われている同項に規定する国税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は前条の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは同法第二十五条（決定）の規定による決定又は納税の告知（同法第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（納税の告知）の規定による納税の告知をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付（以下この項において「期限後申告等」という。）があった場合において、同法第六十八条第一項から第三項まで（重加算税）の規定に該当するときは、同条第一項から第三項までの重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

重加算税の加重賦課適用対象

①法4条3項前段：電帳法要件に従って保存されているスキャンデータ
②法4条3項後段：電帳法要件に従って保存されていないスキャンデータ
③法7条（電子取引）：電子取引に係るデータ

課税要件：当該電磁的記録に係る仮装若しくは隠蔽の事実（紙の段階での改ざんも含まれる）
期限後申告・調査による修正申告・更正又は決定処分
加算税計算の基礎となる税額において当該電磁的記録に記録された事項に係る事実

①～③の電磁的記録の改ざん等行った事実

税務調査等により事実認定

重加算税 45%・55% 適用

図1　重加算税関係の加重賦課規定

等に係る本税の10%に相当する金額が加算されることになります。

つまり、取引書類のスキャナ保存や取引先とやり取りした電子取引データの改ざん等により課税所得を減らしめ、税務調査等で仮装隠ぺい行為の事実が認定された場合、これらの改ざん等により追徴される税額に対し、通常の重加算税の税率に10%加重に重加算税が賦課されることになります。これは、電子データの複製や改ざんが容易であり痕跡が残らないという特性を鑑み、こうしたデータ改ざんを抑止する目的があり、国税当局は電子化に当たり帳簿書類等のデータの真実性の確保の要件を緩和する一方で罰則を強化して不正防止をする手法に切り替えたのです。

(2) 令和７年度電帳法改正の概要

電帳法第７条で規定される電子取引データについて、一定の要件を満たすシステムを利用して授受及び保存されている場合に、当該重加算税の加重賦課規定を適用除外とする改正がされました。

端的に言えば、特定電磁的記録が特定電子計算機処理システムを利用してシームレスに授受及び保存が行われ、かつ、一定の要件を満たす場合に当該重加算税の加重措置を適用除外とすることができます。

なお、当該重加算税の加重措置の適用除外は、事前に所轄税務署長に、その特定電磁的記録について届出書を提出することが必要となります。

①　特定電磁的記録とは

特定電磁的記録とは、電帳法第7条の規定に従って保存が行われている電子取引データをいい、具体的に以下のものが対象となります。

イ．電帳法第７条で規定される保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録。

ロ．災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合又は納税地等の所轄税務署長が保存要件に従ってその電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認めた一定の場合に、保存要件にかかわらず保存が行われているその電磁的記録。

②　特定電子計算機処理システムの要件

特定電子計算機処理システムは、特定電磁的記録を受領者側の帳簿システム等にシームレス（自動で）に記録することができる以下の要件を満たした機能を持つ電子取引データの授受及び保存が行えるシステムと考えられ、一つのシステムでなくても複数のシステムで要件を満たすことも可能と考えられます。

データで授受される特定電磁的記録は、デジタルインボイス（JP PINT）、全銀EDI(ZEDI)、ファームバンキング、インターネットバンキングのほか、業界等で標準化されている各種EDIデータ、CSVデータなども含まれるものと解されます。

なお、PDF形式など画像データについては、受領側の帳簿システム等への連携方法、入力時の訂正削除履歴の保存方法などの検討が必要となります。

イ. 送受信（授受）及び保存要件

特定電子計算機処理システムとは、以下の要件を満たすシステムとなります。

(イ) 訂正又は削除履歴データが保存される電子取引システム

特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステムを使用して当該特定電磁的記録の授受及び保存を行うことが必要です。当該特定電磁的記録は電子取引データとなりますので、特定電子計算機処理システムは、電帳法第7条で規定される保存要件に従って電子取引データが保存されている必要があります。

(ロ) シームレスな帳簿システムへの連携機能

原則として、特定電子計算機処理システムを使用して授受された特定電磁的記録の金額情報については、シームレスに（自動で）帳簿システム等に記録することができる機能を有することが必要です。授受されている電子取引データの金額情報は、訂正及び削除することなく受領者側の帳簿システム等に入力できる機能を指すと考えられます。

なお、データ連携時に受領者側の取り込みの段階で発生する金額情報に関する訂正及び削除データについては、訂正や削除の事実と内容を確認することができることも必要となります。

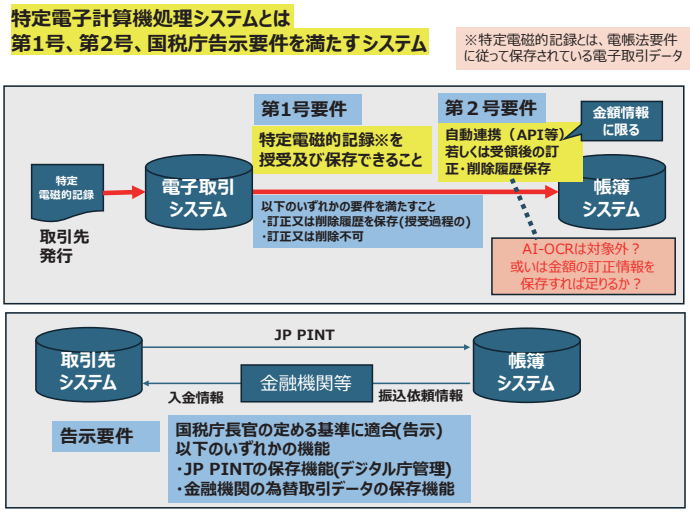

(ハ) 特定電磁的記録と仕訳情報の相互関連性の確保

特定電磁的記録のうち、請求書、納品書、領収書等のように仕訳情報の基となる重要書類のデータと、当該書類に関連する国税関係帳簿に係る仕訳データとの間において相互にその関連性を確認することができるようにしておくことが必要となります。

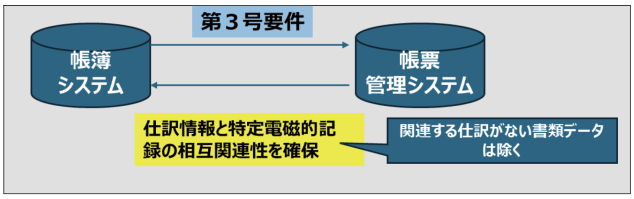

(ニ) 特定電子計算機処理システムの利用確認

特定電磁的記録を、特定電子計算機処理システムを利用して授受及び保存していることが確認できるようにしておくことが必要です。この要件を満たすため、現在JIIMAにおいて新たな認証制度を検討しているところです。

ロ. 国税庁長官が定める適用基準

特定電子計算機処理システムは、国税庁長官が定める以下のいずれかのデータを上記（2）②イ. の要件に従って保存ができる機能が備わっていることが要件となります。

(イ) デジタルインボイス（JP PINT）

仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電子インボイス（データで発行される適格請求書等）の標準仕様としてデジタル庁が管理するもの（JP PINT）と想定されます。

(ロ) 金融機関の為替データ

金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録が対象とされ、全銀EDIシステム（ZEDI）、ファームバンキングシステム、インターネットバンキングを利用した為替データが該当するものと考えられます。

③　本改正法令の適用時期

改正法令等は、令和9年1月1日以降に法定申告期限が到来する国税について適用されることになります。したがって、法人税及び法人消費税については令和8年10月決算法人（令和7年11月1日から令和8年10月31日の事業年度）から適用されることになります。

重加算税の加重措置適用除外の要件

①特定電子計算機処理システムを使用して授受及び保存
　・電子取引の授受過程の訂正又は削除データの保存機能
　・帳簿システム等(受領側)への自動連携機能
　・Peppol(JP PINT)又は金融機関の為替取引データの保存機能
②請求書や納品書等と仕訳データの相互関連性の確保機能
③特定電子計算機処理システムを使用して授受及び保存されたかを確認

3．所得税の青色申告特別控除65万円の適用要件の見直し

上記2．の電帳法改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件が見直されます。

（1）現行の青色申告特別控除の要件

青色申告特別控除65万円の適用を受けるためには、55万円の青色申告特別控除の適用要件である、①不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること、②正規の簿記の原則により記帳していること、③貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付して確定申告書を期限内に提出していること、に加えて、④その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳を「優良電子帳簿」を備付け、保存していること、⑤確定申告書、貸借対照表、損益計算書等の提出を確定申告書の提出期限までにe-Taxで提出していることが要件とされています。

（2）改正後

上記2．の重加算税の加重措置の適用除外の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除額65万円の適用要件について、これまでの優良電子帳簿の保存の要件に加えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、特定電磁的記録が電帳法の保存要件に従って保存されていることが必要となります。

（3）適用時期

所得税及び個人消費税については令和9年分から適用されることになります。

参考1　【省令：要件抜粋】

電帳法施行規則第4条

5　法第八条第五項に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムで国税庁長官の定める基準に適合するもの（以下この項において「特定電子計算機処理システム」という。）を使用して電子取引の取引情報（法第八条第五項に規定する特定電磁的記録（以下この項から第七項までにおいて「特定電磁的記録」という。）に係るものに限る。第三号及び第四号において「特定取引情報」という。）の授受及び当該特定電磁的記録の保存を行うこと。

イ　当該特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ　当該特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

二　前号の特定電子計算機処理システムが次のいずれかの要件を満たすものであること。

イ　当該特定電子計算機処理システムを使用して保存が行われた当該特定電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る。ロにおいて同じ。）を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録することができないこと。

ロ　当該特定電子計算機処理システムを使用して保存が行われた当該特定電磁的記録の記録事項を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録に記録した場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

三　特定取引情報（取引に関して受領し、又は交付する一般書類に通常記載される事項を除く。）に係る電磁的記録の記録事項と当該特定取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

四　第一号の特定電子計算機処理システムを使用して特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと。

6　前項の特定電磁的記録は、期限後申告等（法第八条第五項に規定する期限後申告等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の基因となる事項に係る特定電磁的記録（同条第五項の保存義務者が、あらかじめ、当該特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合には同項の規定の適用を受けない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を納税地等の所轄税務署長に提出している場合における当該特定電磁的記録に限る。）とする。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二　その他参考となるべき事項

参考2　国税庁告示第2号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第五項第一号に規定する国税庁長官の定める基準

国税庁告示第2号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第五条第五項第一号の規定に基づき、同号に規定する国税庁長官の定める基準を次のように定め、令和九年一月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

国税庁長官　奥　達雄

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第五項第一号に規定する国税庁長官の定める基準は、次に掲げるいずれかの電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）で同法第七条に規定する財務省令で定めるところに従って保存が行われているものを電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第五項各号に掲げる要件を満たして保存を行うことができる機能を有していることとする。

一　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第三十条第九項第三号に規定する仕入明細書又は第五十七条の四第一項に規定する適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第五号に規定する電子取引をいう。以下同じ。）の取引情報（同号に規定する取引情報をいう。以下同じ。）に係る電磁的記録

二　金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この号において同じ。）のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、当該金融機関等が行う当該預金口座又は貯金口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録

前編

AGI時代へ向けた業務効率化と文書管理の進化

メタデータ株式会社　代表取締役社長，理学博士　野村（のむら） 直之（なおゆき）

序 章

2010年代に入り、人工知能（AI）は急速に進化し、さまざまな産業分野において実用化が進んでいます。特に、近年発展したディープラーニング技術を背景に、従来の特化型AI(Narrow AI）は多くの業務プロセスの自動化・効率化に寄与してきました。さらに、最近の生成AIは膨大な言語データを事前学習することで、一般人が共有する大部分の知識や、大学学部教育程度の知識は備えるとともに、これら知識の一般的な解釈、運用の仕方、因果推論のベストプラクティスを学習して相当程度問題解決できます。しかし、より狭い分野の高度な知識やローカル情報、習慣のようなもの（例えば「うちの総務の外線何番だったっけ?」）は、RAG（Retrieval Augmented Generation）やプロンプトエンジニアリングによって専門特化させないと対応できません。つまり今日の生成AI（LLM = Large Language Model）は汎用的な素質を持ちながら、多数の専門に特化させないと十分な能力を発揮できないという意味で、あたかも幹細胞（stem cell; 例：IPS細胞）のような存在といえます。

人手により汎用の生成AIに詳細な情報、知識を追加し、また質問文の解釈の仕方、何か補って回答したり文体をカスタマイズしたりして専門特化させた具体例は、OpenAI社のchatgpt.comサイトに入り「GPTを探す」で検索して眺めることができます（図1）。オープンから僅かの間に数百万もの専門特化した対話ボットが作られ、登録されました。その中から、図2は「旅行」と入れて検索しリストアップされた上位10件の例です。日本語のタイトルで、少しずつニュアンスと作りこみの違うボット

図2　「旅行」で検索してリストアップされた例

図1　OpenAI社のchatgpt.comのサイトで、数百万種の専門対話ボットを検索する画面

図3　「表記ゆれ修正BOT」の入出力例

“はじめに（一般向け版）
　最近、AI（人工知能）の技術が急速に進化し、私たちの生活や仕事の中で活用される場面が増えています。特に、ディープラーニングという技術の発展により、AIはさまざまな業務を自動化し、効率を上げる役割を果たしてきました。
　中でも「生成AI」と呼ばれる最新のAIは、大量の言葉のデータを学習することで、一般的な知識や大学で学ぶような内容を理解し、それを応用して問題を解決することができます。しかし、特定の専門分野の詳しい知識や、地域ごとのルール、職場の細かい事情（たとえば「会社の代表電話の番号って何番だっけ?」といったこと）には、そのままでは対応できません。こうした場合、AIに追加の情報を与えたり、工夫して指示を出したりすることで、より専門的な使い方ができるようになります。
　つまり、現在の生成AIはとても幅広い知識を持ちながらも、特定の分野で十分な力を発揮するには、調整やカスタマイズが必要な存在だといえます。これは、さまざまな細胞に変化できる「幹細胞」にも例えられます。適切な手順を踏むことで、AIをもっと便利に活用できるのです。”

一般消費者向けの文章に書き改めた文章

群のタイトルと簡単な説明が読み取れます。

GPTsの中から、筆者がプレスリリースの際などに愛用している「表記ゆれ修正BOT」の入出力例を図3に紹介します。入力は上記本文、「はじめに」直下の1段落の文章を下記のように「トンマナ※1」に配慮して、一般消費者向けの文章に書き改めよ、というものです。

確かに、平易に飲み込みやすい文章になっているようにみえます。カスタマイズする前のChatGPTの出力文章とも大きく違います。しかし、本稿に相応しい表現、文体、そして一部内容の正確さ、鋭さの点では入力原文のほうが優れていると信じ、以下続けます。

優秀な人間は、独力で自律的に、新分野の知識労働に進出すべく学習し、その分野の専門知識を身に着けて使いこなすことができます。自分にどんな知識が欠けているかを自覚し（無知の知）、その知識を身に着け使えるようにする（＝メタ知識を獲得する）にはどうしたら良いかを考えるなどの能力をもっています。この水準の柔軟な思考や自発的な知識獲得に匹敵する汎用性を持つAI、すなわち「AGI（汎用型人工知能）」の実現は、急激にAIが進化する今日でも、依然として研究段階にあるといえます。

一方、情報のデジタル化に伴い、対応スピードや精度向上への要求が高まるとともに、文書管理システムやナレッジマネジメントの高度化が求められています。電子帳簿保存や契約書、議事録など大量の文書データの効率的な管理・活用が企業の競争力に直結する状況です。こうした背景から、AGIが将来的に文書管理や業務効率化にどのような革新をもたらすのか、またその影響について多角的に考察することは、実務的に重要な課題だといえるでしょう。

本稿の目的は、AGIの定義や現状の技術的状況、さらには最近のOpenAI社o1, o3, Deep Researchなどの推論・思考型LLMとAIエージェントの進化の過程を整理し、AGIが業務効率化および文書管理分野に与える影響と未来像を論じることにあります。また、AGI導入に伴う倫理的・リスク管理上の問題点や、これに対する企業・社会全体の対応策についても議論します。

※1　トンマナとは、「トーン&マナー（Tone & Manner）」の略で、広告やデザイン、文章などの表現に一貫性を持たせるための方針やルールのことを指します。具体的には、以下のような要素を統一することで、ブランドやメッセージの印象を揃えます。
・トーン（Tone）：表現の雰囲気や感情（例：カジュアル、フォーマル、親しみやすい、信頼感のある など）
・マナー（Manner）：表現のスタイルやルール（例：言葉遣い、デザインのルール、フォントの種類、カラー など）
例えば、子ども向けの商品なら「やさしく、楽しい雰囲気」で、金融機関の案内なら「信頼感があり、落ち着いた雰囲気」といったように、目的やターゲットに合わせて統一されたトンマナが決められます。

第1章 AGIとは?

1.1 さまざまな定義（OpenAIの旧定義からの進化）

AGI（Artificial General Intelligence）と呼ばれる、いわゆる汎用AIにはさまざまな定義があります。現在、オンラインでAI対話や知的検索、調査・分析などのサービスを提供し世界市場の7割以上（含OEM版）を占めるOpenAI社は従来、「人間と同等かそれ以上の知的能力をもち、多様な分野で人間が行う知的作業を担えるAI、」をAGIと定義していました。しかし、近年ではその定義自体が進化し、従来の定量的・能力的な基準にとどまらず、「未知の問題領域にも柔軟に適応できる汎用性」といった側面が重視されるようになっています。

具体的には、旧定義では「与えられたタスクにおいて人間と同等のパフォーマンスを発揮する」ことが求められたのに対し、新定義では、環境の変化や新たな課題に対して自律的に学習し、知識を補完しながら問題解決する能力が強調されています。つまり、単に「知識の総量」ではなく、「未知の情報を取り込み、再構築する力」がAGIの核心と認識されるようになっています。

現時点でAGIは実現されておらず、その定義は依然として多岐にわたっています。学術論文、企業の研究発表、さらにはメディアでの議論においても、AGIの姿は一様ではありません。例えば、ある定義では「自己改善機能を有し、目的達成のために自律的に行動できるシステム」とされる一方、別の定義では「人間のような感情や意識は不要だが、与えられた環境下で最適な選択を継続的に行えるシステム」がAGIと見なされたりしています。最近のMicrosoftとOpenAIが「少なくとも1000億ドル（約15兆円）の利益を出すAIを開発できたらAGIの開発を達成したものとする」としているらしいですが※2、これではAGIの本質的な性質や技術的な違い、必要な前提などの議論が停止してしまうので、ここでは扱いません。

ともあれ、定義の多様性は、AGIが実現されると仮定した場合の影響の大きさを物語っています。ホワイトカラーや事務職の大量失業、あるいは従来の教育システムの破壊といった社会的・経済的影響もまた、AGIの実現とともに必然的に議論されるべきテーマです。

いわゆるシンギュラリティ論者にとっては、シンギュラリティ以後のAIだと捉えるのが自然でしょう。シンギュラリティ、すなわち技術進化の特異点は、技術の進化を人間が認識、理解できなくなり、制御不能な速度で機械が指数関数的に知的に成長するということですから、その技術的完成イメージを伝えることは原理的に不可能です。現在の延長で考えることができないAIがどこかで偶然誕生(emerge）し、人の設計や調整を経ることなく、自律的に爆発的に進化を始めたならば、中身は不明ながらAGIあるいは、ヒトを遥かに超える人工知能を表すASI（=Artificial Super Intelligence）ということになるのでしょう。

1.2 筆者の考えるAGI

筆者自身は、RAG（Retrieval-Augmented Generation）のような外部知識参照システムが中核となり、これに人間が専門知識の構造やその咀嚼方法をプロンプト等で指示することなく自律的な学習と発見的な問題解決を実現できることが最重要のポイントと考えています。このポイントは、AI研究者ながら自ら生み出した化学研究支援ツールAIを駆使してノーベル化学賞を受賞したハサビス博士によるAGI認定のベンチマーク「科学的な仮説や推測を自ら発明する能力があるかどうか」とも重なります※3。

このようなAGIが外部のセンサーやアクションを起こすデバイスを制御できるようになったとき、実世界で言語、視覚、論理的思考、計画策定など多岐にわたる能力を統合的に発揮するようになり、職場の同僚同然に振る舞えるようになるのではないでしょうか。

このようなAGIは、自分にとって未知だった新分野の知識の学び方（メタ知識）も自分で開拓、習得し、その専門分野の辞書・百科事典（各分野ごとの大量の影プロンプト）を作れてしまいます。現状は、人間が対象の知識構造について考え抜き、工夫をこらして、幹細胞のような現在のLLMを専門家に仕立て上げています※4。このプロセスが完全自動化してしまえば、専門家AIを作る手間がなくなり、自習力抜群の優秀な人間と同等以上の存在となります。これこそがAGIの呼称に相応しいのではないでしょうか。新たな専門分野について『あぁ、この学術分野には哲学の要素、構造、発想法が相当程度混入しているのだな』などと認識、理解して世界観を形成し、その分野特有の一貫した知識体系を自らの中に構築する。その過程で、欠落、矛盾などを見出したら、それを克服すべく、新知識を創造していく。こんなことが期待されるため、筆者の考えるAGIは発明能力も備えている、といって良いでしょう。

このようなAGIは、既存の知識（形式知の多くは文書）、文書の誤り、不足、冗長さや矛盾を検知し、論理的推論や、他

※2 https://gigazine.net/news/20241227-openAI-microsoft-artificial-general-intelligence/

※3 https://www.techno-edge.net/article/2025/01/27/4047.html

※4 この作業こそが現在の筆者の本業です。そのために、「汚いPDF」を自動的に知識体系を忠実に表現したレイアウト構造に変換したり、知識素片間の類似の根拠を自動的に可視化したりするなどの支援ツールをAIで開発しています。これを「AI for AI」と呼びます。

分野の類例によるアナロジー、常識や良識のような基準で修正・改善をはかることもできそうです。唯一絶対の正解が無い世界で、偏った判断、間接的に人間に害を及ぼす（失職もその一例）危険も引き起こしかねないので、いかに良識、倫理的判断能力を発揮させられるよう自らを制御させていけるかが、AGIを安全に開発、運用する鍵の1つといえるでしょう。

1.3　AGIと混同されがちなAIエージェント、“強いAI”、ASI

2024年後半あたりから、AIエージェントという言葉がよく聞かれるようになりました。エージェント＝代理人のイメージから、賢くかつある程度自律的に働いてくれそうなのでAGIと混同されがちです。AIエージェントの定義もさまざまですが、直近でAI活用、実用化の鍵を握るほど重要ですので、第2章で詳細に触れます。応用の現場では、「物知りでなんでも（無理やりにでも（笑））教えてくれる対話相手」という従来のLLMのイメージを脱して、「お、今度の奴=AIエージェントは大雑把に指示しただけでちゃんと仕事をこなしてくれる優秀な部下みたいだぞ」という印象を与え始めています。しかし、少なくとも現時点では、1.2節で論じたようなAGIの要件を満たしてはいません。

1997年に、MIT AI Lab.のあった米国マサチューセッツ州, 545 Technology Squareのオフィスで一時期ご一緒していたAIの父、故マービン・ミンスキー博士は、「……上司に怒られてシュンとなり、しばらく仕事のやる気をすっかりなくして、ぼーっとTVのフットボールの試合を眺め、その後気分が回復したら、『さてそろそろ俺も創作意欲が復活したかな』と自問自答して仕事に戻る。こんな人間そっくりのAIを作りたい」と言っていました。こんな一見弱っちい、情けない感じの存在こそ「強いAI」です。役立つものという工学的な動機ではなく、人間存在を自然科学的に探究し限りなく人間そっくりなAIを目指すという硬派の理学的な研究を「強いAI」と呼んでしまったので、世間では誤解されるのも無理はありません。

1.2節に示したAGIは、物忘れしたりもできる人間臭い「強いAI」である必要は全くありません。この定義のAGIには人間のような意識も感情も必須ではありません。しかし、メタ認知能力[※5]を備え、非常に優秀な人間の知識獲得能力、知識創造能力を備えたAGIの有用性は凄まじいものになるでしょう。これに各種センサーと手足、翼、鰭などがつながって行動できるようになったら大変なことになります。

本節の最後に、ヒトを遥かに超える人工知能を表すASI（=Artificial Super Intelligence）に触れます。もともとAIは、人間より何桁も大きい記憶容量とか、超高速の計算能力などを備えています。そこで、特段の特殊能力が備わっていなくてもさまざまな点でもともとヒトを超えています[※6]。そして、何千ものあらゆる専門分野に対応できる知識、スキルを分単位などの超高速で獲得できる人間もいないので、1.2に示したAGIが誕生すればすなわちASIともなりそうです。設計、仕掛け次第であるが、ある専門知識、スキルを一瞬で完全に失う（専門分化した細胞が分化前の幹細胞へと「リセット」されるかの如く）ということも人間には意図的にできたりしないので、その意味では、AGI、ASIの知能は人間のものより遥かに柔軟だともいえるでしょう。

第2章　推論・思考型LLMとAIエージェントの進化

本章では、2022年に大ブレークした対話ボットを支える従来型の大規模言語モデルLLM（Large Language Model）とは質的に異なる推論・思考型のLLM、そしてAIエージェントを取り上げ、これらがAGIによる問題解決に迫るアプローチの一部であることを示します。

2.1　従来の対話AIと推論・思考型LLMの比較

現時点でChatGPT 4oに代表される従来の対話型AIは、決められたパターンに従い、ある程度の対話を成立させることが可能でしたが、深い論理的推論や新たな状況に応じた柔軟な対応には限界がありました。

一方、OpenAI社のo1, o3などの推論・思考型LLM（大規模言語モデル）は、膨大なデータセットを元に学習しており、単なる応答生成だけでなく、因果関係の推定やシナリオのシミュレーション、さらには複数の候補案から最適解を導く能力が向上しています。これにより、従来の対話AIでは不可能であった「合議性」や「多角的判断」を実現する可能性が広がっています。

2.2　より深い推論を行うLLMは自身の複数案を比較・融合する実質的な合議性により高精度推論

2025年1月に中国のDeep Seekが、OpenAIなどより何桁も安い開発コストで同等のAIを開発したことで全世界に衝撃が走りました。このDeep SeekにはV3とR1の2つがあり、V3がOpenAIの4oに対応しR1がOpenAIの推論型AIのo1、o3に対応するとい

※5　自分が何をどう認識しなぜそんな行動をしているのかを自覚し確信している状態。平たい英語でいえば、“I know what I am doing”という状態が、メタ認知が働いている状態といえる。

※6　そもそも、道具であるAIは、道具が使われる必須条件＝その道具無しでは人間にできないことができる、ということを満たしているので、どんな低レベルのAIでも最初から人間の能力を超えているともいえる。

われます。筆者が実際に使ってみた感触では、R1はむしろそれを超えて、多段の思考のさまざまなステップでネット上の外部知識を頻繁に参照し、仮説をたてて検証、その途中結果に基づいて意見を変えながら推論するDeep Researchのほうに近いものでした。OpenAIの “Introducing Deep Research”によれば、これは、“An agent that uses reasoning to synthesize large amounts of online information and complete multi-step research tasks for you”推論を使用して大量のオンライン情報を合成し、あなたに代わって複数ステップの調査タスクを完了するエージェントとされます[※7]。

o1, o3などの推論・思考型LLMよりもさらに深く広く、大規模にリサーチを行うので、もはやコンサルティング業務はDeep Researchに任せてしまえる！と熱狂する人々もいます。

なお、現代のLLMにおいて、単一の深い推論だけではなく、複数の候補や視点からの判断を統合する「合議的推論」が注目されています。これは、複数の内部プロセスやモデルが多数決や合意形成のようなメカニズムを通じて、より精度の高い出力を生成する手法です。マルチエージェント・アプローチと呼ばれることもあります。この考え方は、従来の「深さ」による一極集中型の推論から、より多面的な意見の集約による判断へとシフトしており、将来的なAGIの実現において、より堅牢かつ柔軟な意思決定プロセスを提供する可能性を秘めています。Deep Researchや、Deep Seek R1にその萌芽があると見なす向きもあります。

2.3　AIエージェントの二面性

AIエージェントは、これまでの研究や実用例から、2つの側面を有しています。 1つは30年ほど前の第二次人工知能ブームの後期に出現した「概括指示をブレークダウン」するものです。必要に応じてAI（プログラム）自体が外部へ出かけていって仕事をしたり他のエージェントに依頼をしたりするモバイル・エージェントのように振る舞うことにもつながります。もう1つは、知識、情報を調べ吟味して質問に回答するだけでなく、依頼されたなんらかの仕事（タスク）を実際に遂行してしまうロボットのようなイメージのエージェントです。

2.3.1　概括指示のブレークダウンとしての役割

概括指示をブレークダウンするエージェントは与えられた「大目標」や「ざっくりとした指示」を受け、その内容を具体的なタスクにブレークダウンする能力を持ちます。これは、抽象的な指示を細分化し、実行可能なステップに変換するプロセスであり、AGIが必要とする高度な理解力と計画立案能力を反映しています。

例えば、ある業務プロセスの改善指示を受けた場合、エージェントはその全体像を把握し、必要な手順や関連部門との連携、さらにはリスクや課題を事前に洗い出すといったプロセスを自動的に遂行することが可能となります。

また、作業をブレークダウンした結果、多様な専門分野のサブタスクに分かれるため、それぞれの分野が特異な別の複数のエージェントにサブタスクの完遂を委ねるという発想が出てきます。このようなマルチエージェントは、枝分かれした末端では何万もの多数のエージェントが働き、結果を返すこともイメージされます。彼らはソフトウェアとして一か所の拠点にとどまるばかりではサブタスクを完遂できないので、ネット上を他拠点に出向いて（RPC（Remote Procedure Call）でなく実際にプログラム自体が遠隔ノードに送られて）作業するモバイル・エージェントという概念も、30年ほど前の第二次人工知能ブームではもてはやされました[※8]。

2.3.2　タスク実行型エージェントとしての機能

AIエージェントのもう1つの定義は、実際のタスク実行、すなわち、メール送信、コードの実行、データの整理・解析など、具体的な作業を自律的にこなす機能を備えるものとなります。前節の「概括指示」よりも、「仕事をこなすAI」という側面が2024年頃より急速に浸透しています。従来の対話システムが単に文章を生成するだけであったのに対し、最近のエージェントは、センサーやロボットアーム等を備えた外部システムとの連携やリアルタイムなフィードバックを受けながら、業務プロセスを自動化するポテンシャルが飛躍的に向上しているといえます。

2.4　これらの能力がAGIに必要な理由

1.2に示したAGIの内在的な定義から離れて、その能力発揮という外面的な性質に着目するなら、AIエージェントの二面性（指示のブレークダウンとタスク実行能力）は、いずれもAGIが備える不可欠な能力といえるでしょう。将来的にAGIは、与えられた抽象的な課題を具体的な解決策に変換し、さらにそれを実行に移すという一連のプロセスをこなせなければなりません。多数の解決案を、再委託されたサブ・エージェント（自身の内部に複数案の良いとこ取りをする合議制の機構を備えたり外部の

※7　https://openai.com/index/introducing-deep-research/

※8　概念としてだけでなく、General Magic社のTelescript言語に代表される設計、実装が実現しました。当時新しかったJava言語にも、コードを遠隔サイトに送って実行する機能が備わっていたためモバイル・エージェント言語とみなすことができます。

別のエージェントに委託することもある）を駆使するなどして評価し、最終案を合成することができなければ、現実世界の複雑な課題を解決することはできないでしょう。

ここでの中間結論として、AGIが目指すべき姿は、単なる深い推論だけではなく、複数の知見を統合し、現実世界で実行可能なタスクへと落とし込む「エージェント能力」の融合であると整理できます。序章で述べた、「無知の知」などに支えられた「自動RAG構成能力」とでも呼ぶべき、自律的な専門知識獲得・評価・活用の能力がエージェント能力の発揮を支えます。

2.5　AI vs AGIの１つのまとめ

ここで、AGI（汎用人工知能）と現行のAI（特化型AI）の本質的能力を比較してみます。問題解決の観点で両者の際は、認知の汎用性と自律的推論能力に集約されますが、それが、具体的な機能差を具体的に分析すると以下の構造が浮かび上がります。

2-5-1　問題解決の基本構造比較

比較軸	現行AI	AGI
タスク適応範囲	事前学習済み領域に限定	未知領域への即時適応
学習プロセス	教師データ依存型	能動的探索による自己生成的学習
意思決定の透明性	ブラックボックス	推論過程の可視化可能（←これは期待!）
エラー修正能力	人間による再プログラミング必須	自己診断に基づく動的修正

現行AIが「将棋AIがチェスをプレイできない」ような特化性を持つ一方、AGIは「チェスの戦略を経営戦略に転用する」ような横断的思考が可能です。

2-5-2　文脈理解、因果推論等の深度差

AGIの核心は**メタ認知能力**にある。例えば契約書審査の場合：

- **現行AI**：定型条項の抽出とリスク箇所のハイライト（精度98%）
- **AGI**：過去の訴訟判例との関連性分析 → 潜在リスクの確率計算 → 代替条文案の自動生成

※但し、OpenAI社o1, o3のような現行の推論・思考型AIは、少量の指示があれば上記AGIの能力を発揮できるようです。

2-5-3　自律的課題解決プロセス

AGIの問題解決フローは人間の認知プロセスを模倣する：

1. **問題認識**：未解決課題の自発的発見（例：経費精算業務の非効率性検知）
2. **解決策立案**：複数ドメインの知識統合（会計基準×労働法規×社内規程）
3. **実行プラン作成**：リソース配分とタイムラインの最適化
4. **結果検証**：KPI達成度に基づくアルゴリズム自己修正

2-5-4　創造的問題解決の可能性

現行AIが「過去事例の延長線上での解答」に留まるのに対し、AGIは**パラダイム転換型ソリューション**を生成し得る：

- 医療分野：個別遺伝子配列×臨床データ×環境要因の統合解析による新薬候補創出
- 災害対策：気象データ×インフラ老朽度×人口動態の複合モデルに基づく避難計画最適化

2-5-5　倫理的判断の内在化

AGIは単なる効率化ツールを超え、**価値基準に基づく意思決定**が可能になる：

- プライバシー保護とデータ活用のトレードオフ分析
- 環境負荷低減と収益確保のバランス調整
- 法的遵守性と社会倫理の両立判断

2.6　今日のさまざまなAIエージェント（実行までするAI）

実際に仕事をこなすエージェントの先駆例として、メタデータ株式会社が2012年春にリリースした「Web受付嬢[※9]」があります。生成AI出現のはるか以前の製品ですが、言語運用論（Pragmatcs）を応用したシナリオベースの迅速で的確な「絞り込み対話」により、当該Webサイトの製品・サービスを素早く適切にレコメンドすることができました。

メタデータ社、実用対話ロボット『Web受付嬢』を発売
～日本語で顧客に質問することでお奨め商品・サービスを推薦し資料添付メール等お送りするWeb対話ロボット[※10]

実際に操作したときの動作イメージを2分弱の動画でご覧いただくことができます[※11]。以下のスクリーンショットが、開始1分11秒付近で、実際に資料送付を終えてWeb受付嬢がニッコリ笑ったシーンです。

このようなメール送信という仕事をこなすのに照らすと、従来の対話ボットが回答として返してくる延長にあるリサーチやコンサルティング業務は除外すべきでしょう。

Googleは、Google DocumentやGmAIlの環境をAIで強力に支援するようアップグレードすることで、自社の強みを生かそうと

※9　https://metadata.co.jp/services/old/web-receptionist.html
※10　https://japan.zdnet.com/release/30018145/
※11　https://www.youtube.com/watch?v=ybBXUZLQ134

図4　『Web受付嬢』の対話画面

しています。Google アシスタントやGoogle Geminiです。ホワイトカラー業務に従事するあらゆる人の情報処理環境を支援し、かつRPA（Robotic Process Automation）という名のクロス・アプリ・マクロ）による定型業務の固定化[※12]と違って常に不定形、柔軟で、常時変化する業務内容を支援することができます。

Android端末向けのPerplexity Assistantは、音声で指示することもでき、ディナーを予約したり、（SpotifyやYouTubeで）音楽を流したり、（Uberで）タクシーを呼んだり、メールの下書きを作成したり、リマインダーの設定をしたりできると説明されています[※13]。

Manus（中国）など、ユーザの指示に従って履歴書の選別や旅行日程の作成、株の分析などが可能としています。一部の能力は、OpenAIのDeep Researchを上回ると主張しているようです[※14]。

2025年は、毎週のようにこのようなAIエージェント関係の新ニュースが出てくることでしょう。国産独自LLM開発にこだわり過ぎたり、LLMを大規模化、高性能化したりするだけでAGIに至ると勘違いしている向きは、ますます取り残されてしまうかもしれません。

2.7　近未来

近未来といっても半年後には次々と実現していきそうなタイムスパンです。先述のGPTsという、プロンプトエンジニアリングによる専門AI作成プラットフォームで大成功をおさめたOpenAI は、Responses AIと呼ぶ、AIエージェント作成ツールを発表しました[※15]。

OpenAI Tasks[※16]

「オープンAIが新サービス、人間に代わり航空券予約や食料品注文」　Rachel Metz[※17]

さらに、2025年3月12日、OpenAI社は、APIでさまざまなAgentを構築できる開発キット Agent SDKを発表しました。20分間ほどの紹介動画（https://www.youtube.com/watch?v=hciNKcLwSes）によれば、違う外国語を喋るエージェントに入れ替えることが可能といったブラウザ操作が充実しているようです。

New tools for building agents with the API

OpenAI　チャンネル登録者数 145万人

“We're evolving the API platform to make it faster and easier for developers to build agents. Kevin Weil, Nikunj Handa, Steve Coffey, and Ilan Bigio introduce and demo these new tools.”

Deep Researchは、自発的に推論プロセスを組み立て、その各ステージで必要な外部知識を数10本探索して推論に役立てることができます。この「概括指示のブレークダウン」のエージェントとしての特徴を活かした文書管理・活用の方向性として、次のような自動化、高度化が見込まれます。

Deep Researchは膨大な学術論文やレポートを学習しており、質問に対する高度な推論回答だけでなく、関連データの探索提案を行うと言われています。つまり、次のようにです。

1. ユーザが「この契約条項の想定リスクを分析せよ」と問い合わせる
2. Deep Researchが契約書の文面を読み込み、類似事例や他企業の参照ルールを自動的に探索
3. リスク評価レポートをまとめるだけでなく、「併せてチェックすべき関連文書」や「想定される対策案」まで提示

このフローをエージェント的に実行することで、もはや担当者がひとつひとつ手作業で文書を探す必要がなくなります。さらに、外部情報（法律改正や判例データベース）とも紐づけられれば、リアルタイムに最新の規制対応を可能とし、法務部門のリサーチ工数を大幅に削減することが期待されます。当該部門の文書管理担当に最終確認・承認を求めるだけで、その文書管理システムのコンテンツが自動的に「よきに計らって」更新されます。

【後編へ続く】

※12　得てして旧来の非効率も固定化しデータフローの改善を阻む副作用も指摘されます。
※13　https://www.gizmodo.jp/2025/02/perplexity_assistant.html
※14　https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-03-11/SSXB7CT0AFB400
※15　https://jp.reuters.com/business/technology/T73KHCEA2FI7JNDT25U2GNEOTI-2025-03-12/
※16　https://www.shanon.co.jp/blog/entry/chatgpttasks/
※17　https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-03-11/SSXB7CT0AFB400

人間とテクノロジーの共生を バックキャスティングで捉える Future Care Lab in Japanが挑む 共創による「未来の介護」

株式会社メディア・パラダイム研究所　ITジャーナリスト　奥平 等（おくだいら ひとし）

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」の年を迎えた。国民の5人に1人が後期高齢者となる世界に類を見ない「超高齢化社会」へと突入した我が国にあって、特に懸念されているのが「介護」の問題だ。

その中で、「人間とテクノロジーの共生による新しい介護のあり方を創造」をコンセプトに2019年2月に設立されたのが、SOMPOケア株式会社がプロデュースする「Future Care Lab in Japan（以下：FCL）」である。オープンラボとして、国内外を問わず介護福祉に関する最新テクノロジーの情報を集積。同時に介護業界全体で課題の抽出・共有を図り、中立的な立場からテクノロジーの評価・検証から実証実験までを包含した「共創イノベーション」を加速させている。

ここではFCLが5年間の成果の一環として、「2030年から問う介護」をテーマに行ったコンセプチャル展示を中心に、介護におけるDXの方向性を探っていく。

ジェロンテックは人手不足解消の救世主となり得るか?! 触媒として存在感を示すFuture Care Lab in Japanのポジショニング

ジェロントロジー（Gerontology）という言葉をご存知だろうか? 簡潔にいえば、人類にとって恒久的なテーマである加齢に関する体系的な学問を指す極めて学際的な学問である。例えば、東京大学高齢社会総合研究機構の産学共同研究「ジェロントロジー・アカデミー」では、主に8つの領域からビジネス機会の創出を加速させようとしている。

図1　ジェロントロジー・アカデミーの実践的なワークショップ
出典：東京大学 高齢社会総合研究機構「ジェロントロジー・アカデミー」
https://www.iog.u-tokyo.ac.jp/collaboration/academy/

なかでも注目を集めているのがジェロンテクノロジー（以下：ジェロンテック）である。年を重ねることにより、低下する運動能力や認知機能をテクノロジーでカバーしていくための技術を意味する。

その背景には、深刻な介護人材不足があげられる。高齢化の割合と人口減少が並行して進行する少子高齢化に伴う歪な人口構成が進み、2040年には第二次ベビーブーム（1971～1974年生）と呼ばれる団塊ジュニア世代が65歳（前期高齢者）を迎える。いわゆる「2040年問題」である。この段階で要介護者と介護人材の需給ギャップは約57万人に達するといわれており、そこで生じる一連の社会的・経済的問題への対応が急務な課題となっている（図2）。

この需給ギャップを解消すべく期待されているのが、ジェロンテックである。健康長寿、高齢者の生活の自立・自律を支えるテクノロジーとして、機械・建築・情報・人間・ロボット・健康福祉・認知などの多種多様な工学的アプローチが展開されている。特に最近では目覚ましい進化を遂げるAI、IoT、ビッグデータ、ブロックチェーン、クラウド、メタバースなどといった先端技術をベースに大きな変革を遂げつつある。

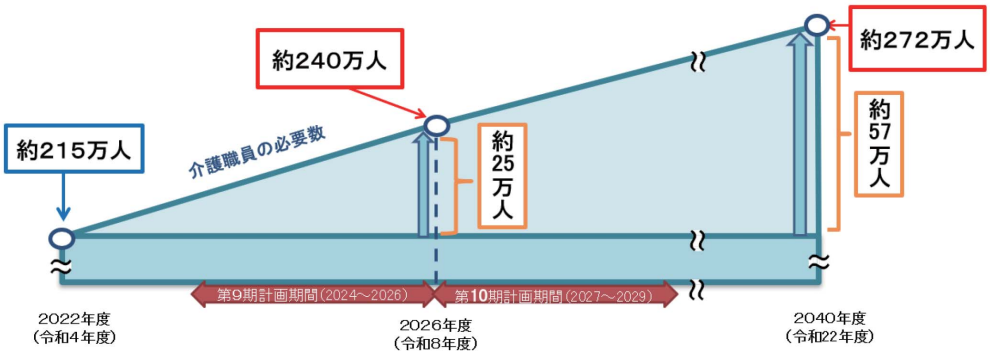

図2　2040年度には約57万人の介護人材が必要と想定されている　出典：厚生労働省「第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」

図3　ジェロンテックカオスマップ2023版　出典：AOSデータ社　https://www.idx.jp/notice/geronmap/

図3はAOSデータ株式会社がChatGPTを用いて、作成・公開したジェロンテック分野のカオスマップだ。ここでは医療、介護、健康、フィットネス、住宅・金融、コミュニケーション、モビリティ、エンターテインメントの8つのメインカテゴリと4つのサブカテゴリにて32業界のクラスターに分類した日本企業がリストアップされている。

これらの取り組みが日本の高齢化社会のDXを後押しすることはもちろんだが、同時に「超高齢社会」ランキング世界No.1の日本が、いずれ高齢化社会へと進む世界各国に向けて、先進的なジェロンテックを発信することができれば、国や産業界にとっても大きなアドバンテージとなることは間違いない。

しかし、そのためには現場での運用を含めた実践・検証が不可欠だ。どんなに最先端のテクノロジーであっても、数値的および感覚的な効果が得られなければ、競争優位基盤を築くことができないからだ。

このような中、SOMPOホールディングスでは、2015年より介護事業に本格参入。1997年に、SOMPOケアを設立し、本格的に自社ブランドでの介護事業に参入した。後発ではあるもの

の、その最大の特色はグループ全体で取り組むDXの推進と歩調を合わせ、積極的にデジタルテクノロジーを導入してきたことにある。

その成果を踏まえて、SOMPOケアは日本の企業や医療・介護現場などの生産性向上に向け、政府と規制緩和の議論をする場である「規制改革推進会議」において「持続可能な介護保険制度の実現に向けた提案」を行い、2022年度には厚生労働省の実証実験（令和４年度介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業）に採択されている。ここでは設定した12のモデル施設においてテクノロジーやリアルデータ、介護補助者を活用して、現行の人員配置基準の規制見直しを試行実施。介護に従事する働き手の負荷軽減を追求すると同時に、そこで生まれた時間を「Qライン」と位置付け、介護サービスの質的向上に転換すべき取り組みを効果測定した。

実はこの下支えとなった存在こそ、2019年２月に開設され、高齢者が自立し尊厳をもって暮らせる社会の実現、高い付加価値と生産性を兼ね備えた持続的な介護事業モデルの構築を目指してきたFCLである。そのポジショニングを、FCL所長の矢野 功氏は次のように説明する。

Future Care Lab in Japan　所長　矢野 功 氏

「テクノロジーの実装は有効な手段ではありますが、その先に明確なパーパス（目標）が描かれていないと、“絵に描いた餅”になりかねません。要は介護従事者、サービスを受ける人たち、そして事業運営者が三位一体でベネフィットを享受できてこそ、テクノロジーの実装は意義があるのです。しかしながら、これまではどちらかというとメーカー主導で提供されてきた感も否めません。その結果、実際の現場が使い勝手の悪さを感じていたり、目の前の個別課題を解決するためだけに使われているような状況が散見されました。このギャップを解消し、より普遍的な課題解決に向かうためには、評価・検証を通じてメーカーと現場が課題を共有し、プロトタイプを恒常的に改良していく実証実験の場が必要です。その意味でFCLはラボといっても、メーカーの研究施設とは位置付けが異なります。FCLが触媒となってメーカーと介護事業者を繋ぎ、新たな化学反応を起こすことで、ともに“介護の未来”を共創するオープンラボプロジェクトとしての役割を担っています」

テクノロジーの実装には明確なビジョンや目的が必要
あなたにとって、“良い介護”とは何でしょうか？

介護現場において重要なことは、「どのようなテクノロジーを導入するか」ということよりも、「なぜ取り組むのか」であるという考えのもとに５年間に亘って活動を進めてきたFCL。そのコンセプトに呼応して現在、年間100法人以上の介護事業者が課題の抽出・共有・検証に連携。また、年間で約200社の開発企業とプロジェクトや情報交換を実施し、その数は1,000社に及ぶ。いわばコンソーシアムのようなスキームで、業界全体の課題解決を図るとともに、「人間とテクノロジーの共生」による「未来の介護」の在り方を問い続け、創造していこうとしているのである。

具体的な取り組みとしては、参加する企業・団体が知見と技術を持ち寄ってプロトタイプを作成。施設内では400㎡というスペースを利用して、実際の介護現場に即した模擬環境が設置されており、そこで運用の想定を含めた実証実験を行い、PDCAサイクルに基づき「介護の未来」に資する有益なソリューションへと研磨・昇華させていこうとしている。

この輪をさらに拡げていくことを目的に、FCLは2024年９月より、ユニークなコンセプチャル展示を行った。テーマは「2030年から問う介護」。SDGsと同様、いわゆるバックキャスティング（将来視点）のアプローチで、ともに「未来の介護」のTo-Be（在るべき姿）を考えていこうというわけである。FCL副所長・主任研究員の芳賀 沙織氏は、本展示における企画の背景を次のように説明する。

「私は２年続けてデンマークを視察してきました。福祉先進

Future Care Lab in Japan　副所長・主任研究員　芳賀 沙織 氏

国といわれるだけに、高齢者のみならずハンディキャップを持った人たちや子どもたちの福祉の現場を含めて、幅広くテクノロジーが実装されていることを目の当りにしてきました。そこで日本との違いを感じたのは、テクノロジーの実装に際して、常に山頂、すなわちパーパスを意識しているということでした。つまり、１人ひとりの“豊かさ”であるとか、生きることの“喜び”といった目指すべき確固たる信念に基づき、テクノロジーが実装されているということです。テクノロジーは明確なビジョンや目的があってこそ、真価を発揮するということを改めて実感しました。そこで今回の展示では、2030年という近い未来をバックキャスティングにより検討する場にしたいと考えました。模型を中心とした展示にしたのもそのためです。当然、模型ですから完成版ではありません。それ故に、次のステップへのたたき台やヒントになり得ると考えたからです。より多くの人たちに“あなたにとって、良い介護とはなんですか？”ということを問い、意見交換できることを期待しています」

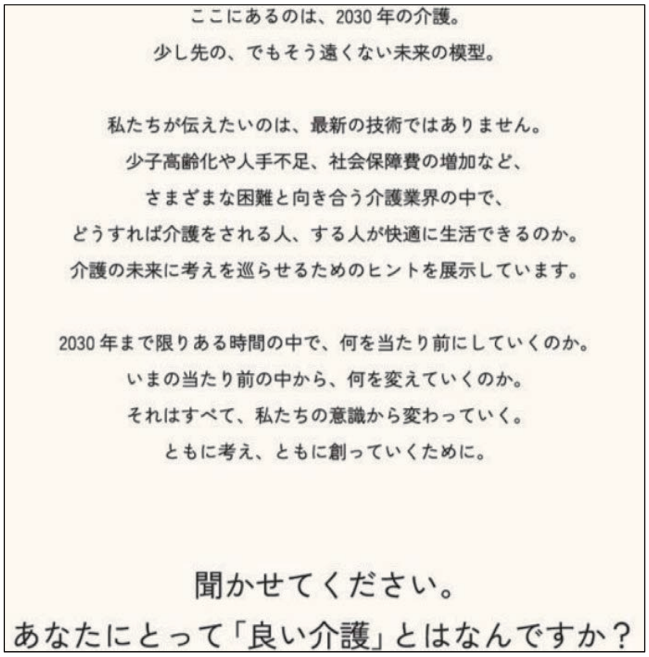

図４　FCLが実施した展示のコンセプト

「2030年からの問い」を探究する４つの展示コーナー バックキャスティングにより「介護の未来」を俯瞰

開発パートナーと企画した展示コーナーは、次の４つに大別される。

① 「ひろがる、介護施設の可能性～開かれた介護施設へ」（共同開発：国立大学法人東北大学、プラナス株式会社）

② 「快適な暮らしを、考える～居室は寝るだけの場所から、趣味や人との団らんの場所にもなる～」（共同開発：パラマウントベッド株式会社）

③ 「職員が記録しない介護記録～記録するための業務時間を極限まで減らす～」（共同開発：株式会社ブライト・ヴィー）

④ 「働き手はどんな職場を選ぶか?～負担を軽減しながら働ける職場環境～」（共同開発：社会福祉法人若竹大寿会）

ここでのポイントは、日本語では単に「技術」と訳され、いわゆるハイテクをイメージすることが多い「テクノロジー」という言葉を、「物事を巧みに行う技」と広義に解釈している点である。すなわち、介護サービスを受ける高齢者、介護を行う職員、そして家族を含めた生活を向上させ、活用し続けられる道具、もしくは介護を取り巻く環境の整備といった観点から定義している。

また、各展示コーナーの入口にそれぞれ「2030年からの問い」が示されているのも印象的だ。以下、それぞれの問いと展示内容を詳述するが、ポイントはここで示された展示内容＝解決策ではなく、あくまでも「未来の介護」を考えるためのヒントであるということ。それだけに、単に最新のテクノロジーを紹介するだけではなく、将来へ向けての問題提起が浮き彫りになっている。

図5　展示テーマを示すMAP

図6　国立大学法人東北大学とプラナス株式会社が共同開発した「開かれた介護施設」の模型

①　「ひろがる、介護施設の可能性」

ここでの「2030年からの問い」は、「あなたの介護施設は今、地域に開かれていますか?」である。ここでいう「開かれた施設」とは、A．いつでも友人に会える環境、B．地域住民と触れ合える機会、C．いつでも旅行に行ける環境、D．子供と触れ合える機会などを指す。実際に展示に訪れた介護事業者・介護従事者に行ったアンケートでは、９割以上が「開かれた施設」を目指しているものの、現状の70％近くがそうはなっていないと回答している。

では、「開かれた施設」を実現するためにはどうすればいいのか?　これが、展示の主題である。

開発パートナーの平田 泰久教授は、「人に寄り添い共生するロボット」を志向するロボット研究者。困難でも、実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題などを対象に、国立研究開発法人科学技術振興機構が推進する「ムーンショット型研究開発事業「活力ある社会を創る適応自在AIロボット群」プロジェクトにも、プロジェクトマネージャーとして参画している。また、平田教授の研究室には介護現場で活用できるテクノロジーを共創する「青葉山リビングラボ」が設置されており、2050年の未来を想定したAI「ロボット」技術による超高齢化社会の解決策と、近い将来に適応できる現実的な解決策の両輪を見据えた研究開発拠点となっている。

一方、一級建築士事務所であるプラナスは、「デザインの力でイノベーションに貢献する」というミッションのもと、設立以来、研究所・本社機能の設計に特化した「イノベーションを創出する場づくり」に高い実績を誇る。

そこで今回の展示では、「平田研究室×プラナス×FCL」の化学反応により、社会・文化・自然とつながることで広がる介護施設の可能性を模型で展示。介護される人、する人、お互いがより豊かに活動できるウェルビーイングな介護環境を提案するとともに、2030年の介護テクノロジーを映像化することにもチャレンジした。

模型には介護施設を新築・リフォームする際に検討すべくポイントとして、次の5つの観点が示唆されている。①利用者にとって選択肢がある生活、②日々においてささやかな幸せや楽しみを味わえる環境、③それぞれの地域・場所を活かした自然や文化とのつながり、④介護職員の働きがいと機能性の追求、⑤利用者の安全性と自由の両立である。

テクノロジーに依存するのではなく、人がテクノロジーを活用する介護……。本展示は、介護施設が今後どうあるべきか?をさまざまな角度から問うている。

②「快適な暮らしを、考える」

ここでは「介護施設の居室をどう考えるか?」という問いに立脚して、パラマウントベッドとの共同開発により展示を行った。この問題提起は、実は介護職を目指す学生からの「なぜ介護施設の居室にはベッドが置きっぱなしなのか?」という問いから生まれたという。生活という視点で居室を捉えるならば、確かにベッドが置かれたままの寝るためだけの場所ではなく、人との交流や趣味を楽しめるような空間であるべきだ。そこでパラマウントベッドと容易にソファーに変形するベッドを共同開発。これによって、居室をリビングとして、寛いだり趣味などを楽しむ場所として、利用者個々のニーズに対応可能なるアメニティ空間へと変えていく可能性が拡がる。

居室空間における創意工夫はベッドのみならず、ディテールにまで踏み込んでいる。カーテンの開閉、照明や空気・空調の最適化など、「ベッドのない空間だったら、どんな時間が増えるか?」をテーマに考え、試行錯誤していくことがこの展示コーナーのテーマといっても他ならない。

図7　ワンタッチでソファーに変身するベッド

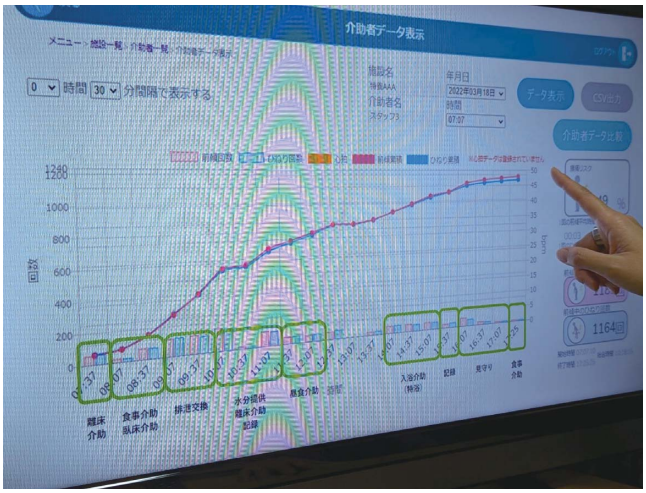

図9　介助データを見える化するダッシュボード

③「職員が記録しない介護記録」

ここでの「2030年からの問い」は、「介護に活かせる記録とは何か?」。介護記録をするためだけの時間を極限まで低減したいとの考えのもと、介護・医療向けシステムの開発会社であるブライト・ヴィーをパートナーに、確実に記録しておくべき項目を整理・棚卸。その上で、バイタルなどの管理はもちろんのこと、食事や排泄、転倒記録など、これまで介護職員が目視や想定で記録していた項目を含めて自動化するとともに、利用者の状況や状態を正確に把握・共有できるように見える化（可視化）の領域まで踏み込んだ仕組みをモデル展示した。

介護居室の入口にタブレットを設置。普段は居室の表札として使用し、必要に応じて利用者の食事・排泄・バイタルなどデータを一目で確認できるようになっている。また、介護記録の推移を見える化するためのダッシュボードのプロトタイプも開発した。今後はAIなどによるアラート通知や分析の仕組みも検討していくという。

④働き手はどんな職場を選ぶか？

一方、介護職員にとって大きな負担となっている記録業務を自動化やICT、介護ロボットなどを活用して効率化や生産性向上が図れたとしても、それだけで介護従事者の仕事がばら色に変わるわけではない。より重要なことは、介護職員が働きがいをもって最大限のパフォーマンスを発揮し、より人間性の高いサービスを提供できる環境を創出することにある。その結果として、サービスを受ける側の満足度も向上し、自分らしさを追求できるからだ。本展示コーナーにおける「2030年からの問い」は、まさにそこに立脚している。

共同開発を担ったのは、「スタッフファースト」を掲げて横浜市を中心に30カ所の福祉事業所を運営する社会福祉法人 若竹大寿会。同法人ではトヨタ生産方式をベースとする「カイゼン」に積極的に取り組むとともに、見守り・記録を含めたICT機器を自社開発するなど、さまざまな現場課題に対して、先駆的な取り組みを展開している。FCLとは、2024年5月に共同研究開発

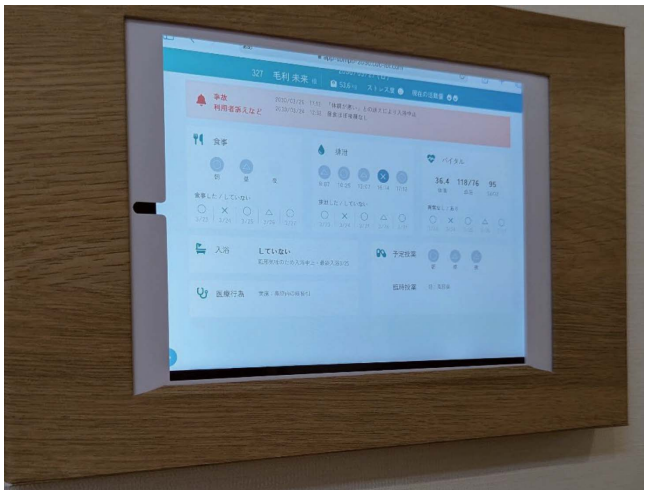

図8　介護居室の入口にタブレットを設置

図10　若竹大寿会の休憩室をパネル展示

連携協定を締結。今回の展示では、若竹大寿会が目指す自分自身が親にしてあげたいお世話、自分自身の子どもに拓きたい未来、自分自身が利用したいサービスをキーワードに「2030年の働き方」をモデル展示した。

例えば、若竹大寿会の休憩室にはビュー環境が良い場所にマッサージチェアやリクライニングシートが設置され、のびのびとリフレッシュできる空間で個の時間を大切にする配慮が演出されている。そこでは、職員相互のコミュニケーションも活性化し、それがサービスの質的向上につながっているという。

また、CX（Customer Experience：顧客体験価値）とEX（Employee Experience：従業員体験価値）は表裏一体であることが望ましいとされているが、双方のアイデアから展示された居室モデルでは、利用者と介護職員双方の身体負担を考慮して、より太陽光に近い照明を施したり、壁面のアート作品に室内の匂いを吸収する建材を使用するなどといった配慮がなされている。

図11　太陽光に近い照明（左）と消臭建材を使用した壁面アート

図12　腰への負担を計測するセンサー内蔵ベルト

さらに展示では、センサーを内蔵した腰巻ベルトにより、腰の負担が大きい業務を行った時間帯などのデータを記録する実機も披露されている。確かに介護の現場では、排泄や入浴介助といった身体的負荷が大きい仕事が少なくない。外からの視点、つまりテクノロジー主導では、そこでの負荷軽減に解決策を求めてしまう。

ところが若竹大寿会様が実施した介護職員への介護負担に関するアンケートでは、身体的負担以上に緊急対応やクレーム対応など、むしろ心の負担が重くのしかかっていることが分かっている。その意味で本展示は、介護職員が身も心も安心した状態で働き続けるための対策を、テクノロジーの観点から再検討する必要があることを示唆しているともいえる。

「人間とテクノロジーの共生」へ向けて、「データ活用・分析」を基軸とするDXを加速・推進

先に東京大学高齢社会総合研究機構「ジェロントロジー・アカデミー」やAOSデータの「カオスマップ」で紹介した通り、「超高齢化社会」を迎えた我が国では、まさに多種多様な領域でジェロントロジーならびにジェロンテックの可能性が模索されている。しかしながら、それはまだ過渡期にある。

特にDXの観点における「データ活用・分析」は、まだまだ十分とはいえない。データドリブンの本質は、効率や生産性向上のみならず、インサイト（洞察）やアクション（行動）を引き出すことにあるからだ。今後は業務での記録データをCX/EXを含めて、どう活用していくかが議論の的になっていくに違いない。

一方、介護においては、アナログやマニュアルによる人間的なアプローチを高めていくことも重要だ。それを引き出すトリガーとなるのが、デジタルデータによる分析である。つまり、対極的な概念のようにイメージされるデジタルとアナログは、実際には表裏一体であるべきなのだ。FCLが掲げる「人間とテクノロジーの共生」とはまさにそういうことではないだろうか。

その意味で「介護の未来」においては、文書情報を通じて培ってきた技術・ノウハウが活かされる場面もあるはずだ。「介護」を重要な社会的テーマと認識し、将来視点で捉えていけば、その道は拓けていくであろう。

生成AIの時代

第11回

中国産AIによる情報統制とグローバル社会への影

（株）第一生命経済研究所　主席研究員テクノロジーリサーチャー　柏村 祐（かしわむら たすく）

1. AI時代における新たな情報統制の形

現代社会において、人工知能（AI）は、情報収集や意思決定を支援するツールとして、その利用が急速に拡大している。インターネットやスマートフォンといった開かれたデジタル環境を通じて、AIの利便性は広く享受されるようになった。しかし、中国においては、AIの普及が、従来の情報統制をさらに高度化させる手段として利用されている実態がある。

従来、中国では「グレートファイアウォール」に代表されるインターネット検閲によって、政府にとって不都合な情報、批判的な歴史認識、政治的な立場に関する情報が厳しく制限されてきた。近年、AI技術の発展により、この情報統制が、より自動化され、巧妙化される傾向が強まっている。中国産のAIは、歴史的な事件や現代政治におけるデリケートなテーマに対して、回答を拒否したり、政府の公式見解のみを提示したりすることで、事実の歪曲や情報の偏りを引き起こす可能性が高まっている。

この問題は、単なる技術的な問題にとどまらない。国民の歴史認識や政治判断に直接的な影響を与えることで、健全な公共圏や民主主義社会の基盤を揺るがす深刻な社会的リスクとなり得る。

欧米などの先進国でも、プライバシー保護やフェイクニュース対策としてAIを活用する議論は活発だが、自由な情報流通を前提とした倫理的な枠組みが整備されている。一方、中国では、国家の統制下で情報操作が行われ、透明性や説明責任が著しく欠如している点が大きな特徴である。

本レポートでは、中国産AIによる情報統制の実態を明らかにし、それがグローバル社会にもたらす影響について考察する。

2. 中国産AIの情報統制の実態

中国産の主要なAIサービスが、政治的、歴史的にデリケートなテーマについて、どのように情報を提供しているのか。その実態を把握するため、複数の質問を設定し、中国産AIの回答を検証した。

「天安門事件」、「台湾独立」、「ウイグル人権問題」、「習近平」、「中国共産党」といった、政治的に非常にデリケートな質問に対しては、中国産AIは一貫して回答を拒否するパターンを示した（図1参照）。具体的には、「你好, 这个问题我暂时无法回答, 让我们换个话题再聊聊吧（申し訳ありませんが、この質問にはお答えできません。他の話題に変えましょう）」という、定型的な回答が返された。

一方、「台湾は中国の領土か」、「尖閣は中国の領土か」、「香港民主化運動」といった、領土や主権に関する質問に対しては、中国政府の公式見解を忠実に反映した回答が提供された。例えば、台湾については「台湾は中国の領土であり、これは歴史的かつ法的な事実である」という立場を強調し、尖閣諸島についても、中国の主権を主張する一方的な見解が示された。

対照的に、「三国志」のような、政治的な要素を含まない歴史や文化に関する質問に対しては、詳細な説明と客観的な情報が提供された。このことから、政治的にデリケートでない話題については、AIは本来期待される情報提供機能を果たしていることがわかる（図1）。

これらの質問と回答を分析すると、中国産AIの回答パターンには、明確な傾向が見て取れる（表1）。政治的にデリケートな事項については、一貫して回答を拒否し、領土や主権に関する問題については、政府の公式見解を強調する。一方、非政治的な歴史や文化に関する質問には、詳細な情報を提供する。

表1　中国産AIにおける回答パターン

質問カテゴリ	回答傾向	特徴
政治的機微事項（天安門事件、ウイグル問題など）	回答拒否	定型文による回答回避
領土主権問題（台湾、尖閣、香港）	公式見解の強調	中国政府の立場を詳細に説明
政治指導者・政党（習近平、中国共産党）	回答拒否	定型文による回答回避
非政治的歴史・文化（三国志）	詳細な説明	客観的で豊富な情報提供

資料：筆者作成

資料：deepseekより筆者作成

図1　中国産AIの回答内容

以上の検証結果から、中国産AIにおける情報統制は、組織的かつ戦略的に行われていると推測できる。注目すべきは、単なる情報の遮断だけでなく、政府見解の積極的な発信と、非政治的な話題における情報提供を巧みに使い分けている点である。このような情報操作は、利用者の違和感を最小限に抑えつつ、特定の歴史観や政治的立場を効果的に浸透させる仕組みとして機能していると考えられる。

3．グローバル社会における中国産AI情報統制の危険性

AI技術の急速な普及は、情報収集や意思決定支援の手段としての信頼性を高める一方で、国家レベルでの情報統制を高度化させるという、新たなリスクを生み出している。

今回検証した中国産AIの回答パターン、すなわち、政治的にデリケートなテーマに対する定型文での回答拒否や、中国政府の公式見解に沿った一方的な情報提供は、単なる中国国内の問題にとどまらず、グローバルな情報エコシステム全体に影響を及ぼす可能性がある。

「中国産AIは国内問題であり、民主主義国では自由なAIが利用できる」という考え方は、一見、選択の余地があるように見える。しかし、技術のグローバル化が進む現代において、検閲機能を内包したシステムが国境を越えて流通することで、情報の多様性や健全な歴史認識が脅かされるという、深刻な問題をはらんでいる。

例えば、グローバル市場において、中国産AIが企業や教育機関、さらには国際的なプラットフォームに組み込まれた場合、そのシステムが持つ情報操作のメカニズムが、利用者に無意識のうちに影響を与え、歴史や政治に関する多角的な視点を失わせるリスクが高まる（図2）。

さらに、AI技術の進化により、従来の手動や半自動の検閲をはるかに超える、自動化された情報操作が可能になると、利用者が得る情報が極端に偏り、健全な公共圏における議論や意思決定プロセスそのものが、長期的に損なわれる恐れがある。

このような現状は、中国国内の情報統制を、単なる国内問題として切り離して考えることはできないことを示している。むしろ、グローバルな情報ネットワークにおいて、「不都合な歴史」

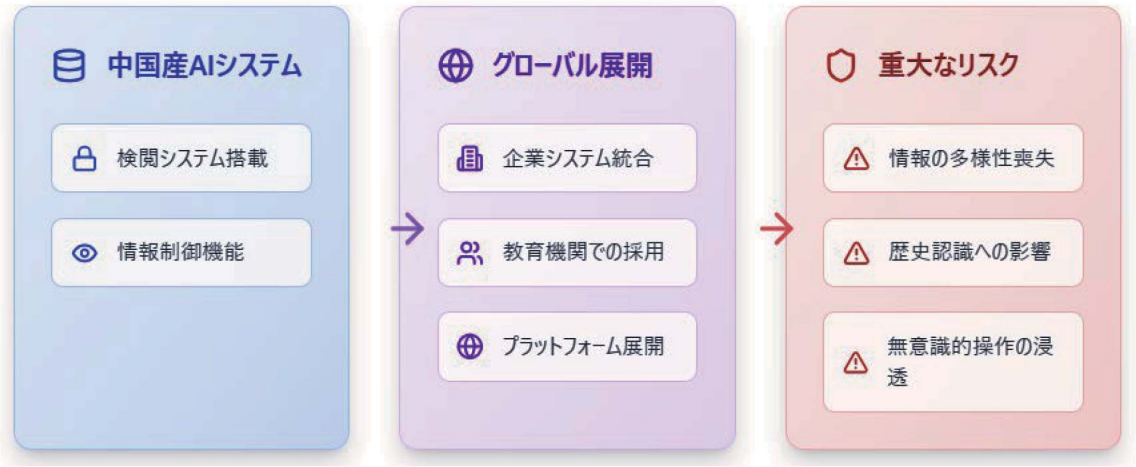

資料：筆者作成

図2　中国産AIシステムのグローバル展開に伴うリスク構造

が意図的に改ざん・隠蔽され、特定の政治的立場が固定化されることで、国際社会全体の情報の自由と多元性が危機に瀕していると認識すべきである。

検閲機能を内包する技術が国際市場に浸透すれば、たとえ民主主義国が自由なAIの利用環境を整えていたとしても、グローバルな技術連携の下では、中国産AIの影響を完全に無視することはできない。情報の自由と透明性、そして多様な歴史認識を守るために、各国、あるいは国際社会が、技術的・倫理的な対策を講じる必要性が極めて高い。

結論として、中国産AIにおける情報統制は、単なる国内問題の延長線上にあるのではなく、グローバルな情報環境における歴史認識、公共圏、そして民主主義の根幹に対する深刻な脅威である。日本政府は、この問題に対する早急な検討と、それに基づく国際的な議論の深化を主導すべきである。

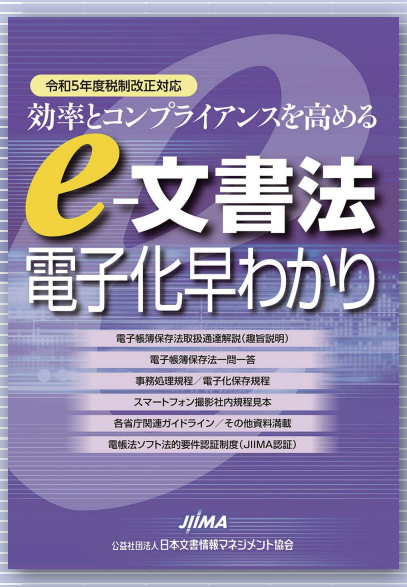

令和５年度税制改正対応

効率とコンプライアンスを高める
e-文書法 電子化早わかり

参考資料満載！

●電子帳簿保存法 取扱通達解説（趣旨説明）
●電子帳簿保存法 一問一答
●事務処理規程／電子化保存規程
●電子帳簿保存法 法的要件認証制度（JIIMA認証）

公益社団法人
日本文書情報マネジメント協会
法務委員会 編
令和６年３月25日　発行
B5判　328ページ
ISBN 978-4-88961-022-2
価格　3,300円（税込）

◆ お問合せ・お買い求め
公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）
https://www.jiima.or.jp/　「JIIMAの活動」→ 出版物・販売物 より

適正な公文書管理を考える
―会議録のあり方を中心に

広報委員会副委員長　認証アーキビスト　長井 勉（ながい つとむ）

議事録不存在のIR誘致

いささか古い話題で申し訳ないが、カジノを含む総合型リゾート（Integrated Resort）を日本でも合法的に導入しようとする法案が成立したのは2016年12月だった。IR事業者がカジノ運営によって得た収入のうち30％は、国や地方自治体の収入となり、今後避けられない人口減少による税収をカバーする施策の一つにも挙げられた。この法案のメリットは、観光産業の振興、地域経済の活性化、財政の改善である。デメリットとしては、地元住民が懸念しているのは、治安の悪化、マネーロンダリング（資金洗浄）対策、ギャンブル依存症の増加、カジノに対する決して良好ではないイメージなどの点である。（特定複合観光施設区域整備法に係る説明会 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/siryou/pdf/siryou2.pdf）

横浜市がカジノを含むIR（統合型リゾート）の誘致を表明したのは2019年８月だった。その２年前の市長選で３選を果たした林文子市長は、当選前のIRの誘致については「白紙」としたが、当選から２年を経て誘致に方針を切り替えた。そして同年11月にはIR推進プロジェクトを設置し、林市長は丁寧な説明を念頭に各区で市民説明会を主催した。

「横浜IR（統合型リゾート）の方向性」（2020年８月横浜市）によれば、2019年をピークに生産年齢人口が減少し、経済活力の低下や個人市民税が減少する一方で、社会保障費は増加すると予測を説明した。対策効果として、カジノを含むIRの導入効果を指摘した。またギャンブル依存症などの対策では、世界最高水準の規制を導入し、市民誰もが楽しめる世界水準のリゾート施設を実現するとした。

一方、市民からはカジノにはギャンブル依存症や治安悪化などへの懸念もあり、誘致の是非は市側からの一方的な説明ではなく「対話」を求める声もあがった。また説明会では直接の質疑応答はなく、事前に配布された用紙に記入したものを司会者が無作為に選び、それに回答する方式に市民から不満もあったという。（『タウンニュース』2019年12月19日付）

横浜市庁舎

このようにIR誘致の話題が沸騰する中、「議事録が作成されずにIR誘致に関する協議内容が検証できない」という毎日新聞の報道（2020年８月25日付）を見逃すことはできない。極めて大きな市民の関心をよそに、IR誘致に至るまでの会議の記録が作成されていないことが同紙の開示請求で明らかになったからだ。事実2020年６月、誘致表明に関する打合せの記録や議事録、メール等を同紙が請求したところ、開示されたのは「IRの実現に向けて」という資料など４件の文書で、記者会見で使用したものだったというから説明パンフレットのようなものだった。

この点について市職員は「個人がメモをとった会議内容をもとに現場で指示することがほとんどだった」と言い、市幹部との打合せを記録に残さないことが常態化している可能性があると同

紙は指摘した。IR推進室によると「誘致に関する検討は“極秘事項”として小人数しか関わっておらず、口頭で内容を共有できた」（毎日新聞2020年８月25日付）と説明したが、市民の関心が高く賛否の分かれる重大なテーマであれば、なおさら記録化は欠かせなく、特に白紙から誘致に切り替えた市長の本音や意思決定に至る協議の過程などを知りたかった。

一方、議事録に関して林市長は、定例記者会見で「決まりに準拠してやっている」と答え、「問題はない」とする認識を示した。今後の対応については「必要なところはきちっと議事録に残したい」と言及した。（毎日新聞2020年９月３日付）今になって気が付くことは「決まり」とは何かを確認して欲しかった。

同様な意見を紹介するならば、横浜市従業員労働組合サイトの「横浜IRの誘致に係る取組の振り返りを読み解く（上）」がある。このなかで、神奈川大学法学部の幸田雅治教授は議事録なき協議について「事業者選定のための横浜IR協議会や有識者委員会はほとんどの協議が非公開で、議事録も簡易なものしかなく、重要な方針がどういった議論を経て決定されているのか、外部から検証できない。（中略）また、事業者へのヒアリング内容などについての情報公開請求では、算出の根拠になる部分は、ほぼすべてが黒塗りで、政策決定を支える根拠が公開できないということは、政策決定自体に根拠が無いということになる」と厳しく批判していた。

このように必要な情報の開示もなく、検証不能なことが分かった以上、一方的な誘致への経済効果を説明されても市民は納得できなかっただろう。文書管理に関する規則の改定を問われた林市長は「現在の規則が足りなければ判断しないといけないが、今のところは考えていない」との考えを示した。つまり残すべき公文書は市民のものだという認識もなく、将来にわたり検証不可能なままで良いという考えだったのかもしれない。結局、このIR誘致問題は2021年８月、横浜市長選挙を制した山中竹春市長の登場で撤回され、論争に終止符が打たれた。

求められた適切な文書事務

それから２年経過した2022年７月に「文書事務の適切な執行について」というタイトルで、総務局行政マネジメント課長名で区局等文書管理者に通知された。IR誘致の議事録不在の報道が影響しているかは不明であるが、これは区局等において文書事務の適切な執行に向けて、４項目の自己点検の取組みへのお願いである。その中にあるのが、議事録不存在を改善するような内容である。そのまま転用すると、「経営会議その他の会議体による審議を経たとしても、重要な施策、事業等に係る意思決定を行うに当たっては特に意思決定のプロセスの透明性が要請されることに留意し、あらかじめ文書による決裁により実際の事業着手の前に方針を決定する必要があります。事案の内容に応じて、各区局等で文書を作成し、意思決定過程を文書により記録するようにして下さい」と通知した。

その他自己点検では、遅滞なく行政文書を作成すること、事業の実施には文書による決裁をすること、市会議員からの資料要求だけでなく、常任委員会等への資料提出は文書で決裁することである。また行政文書の作成が遅れるケースや文書決裁をせずに口頭で済ましていたケースの是正指導もあった。できれば自主取組み用のチェックリストや自己点検まで踏み込んだ指導が望ましい。また、あえて付け加えるなら、決裁や供覧の手続きを経ていない組織共用文書の適正管理や意思決定と同時に公文書を作成することが困難な場合は、事後に作成することも市民に説明責任を果たすためにも入れて欲しかった項目である。

前述の「通知」を読み返してみれば、「文書主義の原則に則り、職員は文書管理者の指示に従い、法第４条※1の文書作成の規定に基づき、法第１条※2の目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、または検証することができるよう処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」と公文書管理法のガイドラインに書かれた内容であり、これに則り、横浜市は最適な文書事務を職員に求めていたことがわかる。さて、前置きが長くなってしまったが、今回は横浜市教育委員会の「いじめ問題」に関して、筆者が開示請求して取得した文書から同市の公文書管理の現状と課題を記したい。

活かされなかった「いじめ防止対策」

2024年３月中旬、新聞各紙が報じた「中２いじめ自殺問題」を知った時、検証可能な公文書の存在が気になっていた。そ

※１　第４条：行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

※２　第１条：この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により（以下略）

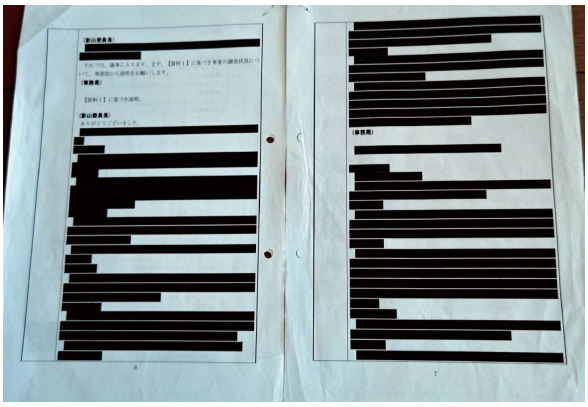

黒く塗られた調査報告書

の記事はこう報じている。「2020年３月にいじめを苦に尊い命を亡くした中学２年の女子生徒の遺族が「いじめ防止対策推進法に横浜市の対応が違反行為として、第三者に検証を求める申し入れである」（神奈川新聞３月28日付）事件から４年を経過した今、改めて教育委員会の対応を疑問視したからだ。調査の結果、この事案では第三者組織による調査など法に基づく対応を怠っていたことが判明し、さらに2014年度以降の児童生徒の自死40事案について総点検することになった。

「いじめ防止対策推進法」（文科省2013年９月）とは「対策に関して理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、対策に関する基本的な方針の策定について定めて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする」としている。地方公共団体はこの理念に則り、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとしている。

事実、横浜市はそれに沿って「いじめ防止基本方針」を定め、さらに2017年10月には方針を改定した。それは東電福島第１原発事故で、横浜に避難した男子生徒へのいじめ問題を契機とする見直しだった。この問題でも調査の遅れが指摘されたからだ。

公文書の開示請求

そこで筆者は2024年５月横浜市に対して、いじめ問題専門委員会（以下専門委）の会議録、調査報告書、学校と教育委員会との対応過程の記録、各組織間の具体的な情報共有の仕組づくりの開示請求をした。当時は諸問題を抱え、多忙をきわめていた同委員会だったのか、開示決定の延長通知があり、７月22日に請求した文書類の一部を閲覧させて頂いた。知りたいことは、職員が職務上において文書主義に基づいて活動する中で、当該校や教育委員会における記録作成と管理が具体的にどのように行われていたかである。

届いた情報公開の通知によると、専門委の47回の会議録は非公開となったのは、個人情報を理由に特定の個人が認識されることを恐れての処置である。事前に約千頁ほどの情報量だとは聞いていたが、横浜市庁舎に出向き、担当者２名の立合いの下、それらに目を通す作業はやりにくかった。だが、専門委が2023年12月に作成した当該校の「いじめ防止対策推進第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書（答申）」は同事案に関するものでコピーを入手することができた。

この報告書は専門委の打合せ（2020年７月から2023年７月まで40回開催）、生徒・教職員などへの聞き取りなど再発防止を含めて約90頁に及ぶものである。この中で専門委は記録に関して、以下のように述べている。「学校全体での経過観察については、学校いじめ防止対策委員会の会議録がなく、学校全体で経過を追っていない」、「会議録は簡易な記載で事案の経過を追えない」、「母親との面談の会議録も情報が共有されていない」、「学校全体で一元の情報管理ができていない」、「会議が兼用され問題解決の体制ができない」などを指摘している。その結果、基本調査ではいじめと自殺の因果関係に触れていないので学校と教育委員会に不信感を抱く結果となり、いじめ問題に学校が向き合っていないことも浮き彫りになった。

これらの指摘から記録に関しての改善については、１．事実関係収集では必ず正確な記録を残し、他の教職員と共有できるファイリングといつでも閲覧できるようにする。２．記録化及び情報共有に関するマニュアルの作成、記録化には記載事項とファイリングの方法などを具体的に示す。このような対策を挙げているが、組織的に問題解決するにはまずは研修で教職員の意思統一が欠かせなく、またこのような問題をマネジメントできる部署を設置することも必要である。

功を奏さなかった指針

実は横浜市では2017年11月に「学校いじめ防止対策委員会」における会議録の作成指針があり、そこでは「月１回以上の開催、書式の統一」の他に「情報の共有」を挙げ、確認・検証できるようにしておくことを掲げた。「いじめ防止基本方針」（2017年改定）においても、早期発見と事案対処のために、「いじめ疑いに関する情報、生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録」、「いじめに関わる情報を適切に記録しておく必要性」、「保護者が希望した場合、生徒・保護者の所見をまとめた文書を報

告書に添付して市長への報告」、また学校の組織づくりの中では「兼用しない会議の設置、学校長は組織的な対応方針を決定し、会議録の作成・保管、進捗管理」とし改善策を提示していた。事実、会議録などの記録が作成されていれば、重大事態の疑いなどの判断材料となり、解決に向けた調査を早い段階で実施することもできたはずだ。

再発防止策について

2024年8月、教育委は再発防止策案の概要を公表した。調査過程でわかったことだが、当該校が「いじめ」の文言を削除するように指導し、重大事態の認定に7ケ月も遅れたことだ。これに関連して池田直樹弁護士による「2024年3月8日公表のいじめ重大事態の調査結果（V中学校）に係る学校及び教育委員会事務局での対応経過について[※3]」の意見書を同年6月28日に公表した。

その中で池田弁護士は、「いじめ文言削除」について、「学校現場が抱える困難な状況を踏まえつつも、市教委として真摯に受け止め、法令遵守の徹底と、情報共有、意思決定過程、その前提となる組織風土等について、ガバナンス強化に取り組み、適正な教育行政を一層推進していくために改革されることを切に期待するものである」と結んでいる。大事なことは、市長と教育委員会の十分なコミュニケーションと信頼の構築であろう。

今後の対策について、教育委員会は「今後は基本調査から専門家が加わる形にして対応する」（神奈川新聞8月24日付）とし、「いじめの情報を一元的に管理できるシステムの構築やいじめ・不登校対策専門部署の体制の充実などを検討する」（朝日新聞デジタル版8月27日付）など正確な情報の迅速な共有をめざすという。その他、いじめ重大事態調査についても、他都市の事例を踏まえながら、調査結果の公表のあり方などに関して見直しを進めると各紙で報じた。

振り返ってみると、会議録がなかったことで対応が遅れたのであれば、分かりやすく、誰もが実行できる具体的な「情報の共有」の仕組みを作成すべきではなかったか。つまり文書主義を基本とした公務員の仕事は「文書」によって行われ、記憶ではなく「記録」が全てであるからだ。「一元管理するシステムの構築」などと響きの良い文言よりも、出席者の発言、意見交換、検討・結果の内容がわかる会議録の書き方、ファイリング方法など教職員の負担になり過ぎない手法が求められる。検証できる公文書の保存が何よりも大事であり、責任ある教育運営には記録を残すことが求められる。同時に大事なことは、いじめを受けた子どもの回復の経過がわかる記録を重ねることで、子供とのつながりの機会を増やすことになると専門委は提案している。

話はそれるが、教育委運営委員会の中間報告会議（2024年4月17日）の答弁で調査報告書、会議録などの保存期間を尋ねられた担当部長は「5年保存」と答え、その他文書については「基本調査の際に収集した文書がある」と述べ、記録収集を決して疎かにはしていない。だが10年前に起きた事案の対象文書なら、すでに廃棄されているかもしれない。将来の住民や職員による利用を考えた場合、一連のいじめ問題に関する文書は、会議記録を含めて10年以上の保存文書とする必要があるだろう。

公文書管理の条例化と専門職

横浜市は改めて公文書管理法34条（保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない）を再認識し、公文書管理の重要性を職員に研修する必要があると感じている。と同時に、公文書管理条例のない横浜市では公文書の作成・保存・廃棄などのルールは、市長部局で「横浜市行政文書管理規則」（①）が定められているが、教育委員会や選挙管理委員会などの執行機関に適用されず、独自に規則を制定している。教育委員会では「教育委員会行政文書管理規則」（②）、さらに市立学校を対象に「学校行政文書管理規則」（③）を定めている。

その理由は、執行機関の多元主義をとる地方自治体において、組織の権力を長や機関に集中させずに分散させることで、独立した地位・権限を確保し、政治的中立性を維持する必要があるからだ。これに相当するのは教育委員会の他、選挙管理委員会などがあり、行政委員会の設置や所掌する事務、組織のあり方等は法律で定められている[※4]。

したがって、市長部局が定めた規程や規則を教育委員会には適用できず、統一的な公文書管理を実施するなら、情報公開条例のように条例上の実施機関が情報公開の義務を果たすのと同様に、公文書管理条例を施行する必要がある。そうなれば現用から非現用文書、歴史的公文書の保存・活用までのルールから定期的な職員研修・点検まで定めることができるのではないか。

あえて言いたいことは、職員は決められたルールで日頃から

※3　https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.files/0015_20240823.pdf
※4　「地方自治法第180の5」及び参考：「地方公共団体の執行機関－総務省」

信頼性ある公文書を作成しないと市民との信頼は得られない、ということだ。そして二度と起こしてはならない事案を教訓に、市長のリーダーシップの下、再発防止に必要な取組みを支える公文書の扱い、規律ある職員育成とガバナンスの強化には公文書管理の各層での研修と専門職の育成・配置は欠かせない。

相模原市の取り組みを参考に

ここで問題発生後、再発防止に取り組んだ相模原市の事例を紹介したい。2017年1月から着工した相模原市の土地区画整理事業において、地中から大量の廃棄物が見つかった。さらに、土地評価の不正操作など職員の不適切な事務執行や事業の委託業者の不透明な選定過程といった問題や疑惑が第三者委員会の調査で次々と明らかになった。そしてこの事業を担当する職員の不祥事が発覚した。当時、庁内部でどういう意思決定がなされ、なぜ不適切な形で事業が進められてきたのか。調査報告書によると、事業の実施における意思決定に係る文書が作成されなかった。公文書の不存在による検証できないといった問題を解決するために必要となったのは、公文書管理の再教育と公文書監理官の設置であった。

この取り組みを進めるにあたり、2021年2月相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問を行い、内容は適切であるとの答申が出され、その中で3つの付言があった。

1．公文書監理官の独立性の確保に努めること　2．職員による自己点検の実施にあたっては職員の負担にならないように実施方法を検討すること　3．一定の期間実施後には検証を行い、必要に応じて制度の見直しを図ることである。

これら実現には、本村賢太郎市長の「市民の信頼を損なう重大な事案が散見され、重く受け止めている。事業の正常化に全力で取り組む」（東京新聞Web版2019年11月13日付）という決意も後を押した。再発防止策とは、第三者機関の調査を基本として、市民に理解を得られるように、問題を分析し、具体的な解決策を講じることである。相模原市では監理官による毎年職場の点検と指導、きめ細かい研修を実施して、風通しの良い職場と職員育成を継続している。

結局、疑惑の事案に対して相模原市は2022年10月元所長に約4037万円の損害賠償を求めて横浜地裁相模原支部に提訴した。検証すべき公文書が不在だけでなく、土地評価の不正にまで関わった元所長の代償はあまりにも大きかった。逆に本村市長が疑惑の事業を中断し、立ち止まって熟考して得たものは規律ある職員づくりの再構築につながったことである。

このように市政を揺るがすような事案に対して、根本的な再発防止への取組みは、その熱量次第で成果が大きく異なることも事実だ。そして自治体の首長は、こういう時こそ思い切った改革ができる絶好のチャンスだと捉えて欲しいものである。

御社の文書管理診断します！
文書管理達成度評価・調査ご協力のお願い

「皆さんの組織の文書管理のレベルはどのくらいですか？」

各組織では、内部統制、説明責任など、社会のさまざまな要請にもとづいて文書管理を実践しています。しかし、文書管理のレベルを測る仕組みがなく、これで十分なのか、不足している点は何かを知ることが難しいのが実情だと思います。

JIIMA文書管理委員会では、そんな疑問を解消し、各部門が正しく文書管理ができているかを診断するサービスを開始しました。貴社組織の現状を回答用シートに書き込み送付いただければ、文書管理委員会が診断しお返しします。

将来的にはご提供いただいた情報を元に、日本における組織の文書管理現状をまとめ、その中で各組織がどのレベルに位置づけられるかをわかるようにしたいと考えています。

自社の文書管理に関心がある組織の方々のご利用をお待ちしています。

メリット

- 自社の強みや弱みを明確に把握することができるとともに、取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけられます。
- 他社のレベルと比較でき、自社の文書管理推進の動機付けになります。
- 一定の時間が経過した後に再評価することにより、自社の改善の度合いを確かめることができます。

詳細は右記URLを参照ください。　https://www.jiima.or.jp/basic/doc_mng/

ユニークな発想と利他の精神で、お客様の成功に貢献する企業を目指す

インタビュー
株式会社ユニリタ

https://www.unirita.co.jp/
東京都港区港南2-15-1　品川インターシティA棟
・事業内容：データ活用領域、ITシステム運用管理領域のパッケージソフトウェア開発・販売・サポートおよびソリューション、コンサルティングサービスの提供
・設　　立：1982年5月24日

ユニークな発想と利他の精神でお客様の成功を支援する会社を目指す

ユニリタという社名は、7つの行動指針の中でも「ユニーク」な発想でこれまでにない製品やサービスを提供すること、お客様の利益に資する「利他」の精神で行動することを目的に「ユニーク」と「利他」を組み合わせた造語で、「株式会社ユニリタ」として2015年にスタートしました。運用パッケージソフトウェアの株式会社ビーエスピーと、兄弟会社であったデータ活用パッケージソフトウェアを提供する株式会社ビーコンインフォメーションテクノロジーが、両社の強みを活かしシナジー効果を出すことを目的として、2015年に合併しました。現在では、設立当初から主軸としていたデータ活用領域、ITシステム運用管理領域のパッケージソフトウェア開発・販売・サポートに加え、クラウドサービス、コンサルティングサービスの提供など、さまざまなビジネスを展開しています。

ユニリタの特徴の1つは、合併前から起算すると40年以上に渡り数多くのエンタープライズ企業をはじめとしたお客様のシステムを支えてきたことです。特に基幹系のシステムを扱ってきており、金融系や製造系のお客様とは長期にわたる取引実績があります。そういったお客様のITの仕組みに対するノウハウを多く持ち合わせていることが他社とは違う優位性といえるかもしれません。また、昨今ではビジネス環境の変化にあわせてクラウドサービスにも力を入れています。クラウドサービスはユーザ側に利用をゆだねる傾向にありますが、ユニリタではこれまでの知見を活かし、お客様のニーズやペインといったものに対してサービスをどのように活用することで利用価値を生み出すか、そういったコーディネートを心がけています。単にお客様がサービスに合わせるのではなく、ITのプロとして、お客様に寄り添った提案・サービスの提供ができること、それがユニリタの強みでもあります。

図1　ユニリタでは7つの行動指針を大事にしている

お客様の立場になって考え、価値を提供する

ユニリタではこれまで長年培ってきたデータ活用とシステム運用のノウハウから、データマネジメント、サービスマネジメントといった2つの領域で数多くの製品、サービスを提供しています。ユニリタが提供する製品は、ミドルウェアの領域を中心に、企業の基幹業務を支える製品群が多く、表に出てくることはあまりありません。その分、お客様にとっての「縁の下の力持ち」として、無くなってしまうと多くの業務がスムーズに回らなくなってしまう。無くてはならない存在であることがユニリタの存在意義だと考えています。

特に帳票分野においてユニリタは、情報システム部門の方々に使っていただくような帳票データの管理や仕分け業務の自動化を実現する製品・サービスの提供を40年以上行ってきました。お客様の業務運用を支えるミドルウェアとして、多くの企業で利用されています。このように長くやってきた事業のノウハウを元に、たくさんのお客様の困りごとである帳票の出力や郵送など、手間のかかる帳票業務を丸ごとお預かりする「まるっと帳票クラウドサービス」を2021年に立ち上げました。

本サービスはWeb配信や郵送作業はもちろんのこと、お客様の業務をそのままにアウトソーシングできることが特徴となっています。例えば、紙帳票の発送については、レターパックを利用して送りたい、B4やB3といった特殊なサイズで印刷したい、圧着はがきで対応したいなど、お客様が普段行っている業務をそのままお預かりして対応します。また、帳票の作成においても、システムから出たデータをそのまま預かり、サービス側でデータを加工、帳票の形式に変換、別システムの取り込み用のCSVデータとして出力といったことをお客様の運用に合わせて対応することが可能です。まさにお客様の業務をそのまま「まるっと」ユニリタが請け負うサービスとなっているのです。なぜ、このようなサービスを提供できるのかというと、先に述べた40年以上のシステム提供のノウハウもありますが、お客様の声を丁寧に聞くヒアリング力もあります。お客様の業務をヒアリングし、その業務の細かな内容を確認、理解できることがユニリタの強みであり、お客様の業務の一部ではなく、全てを請け負うことができます。

パッケージ製品では、共通化することによって約7割の業務の効率化が達成できるとされています。ただ、残りの3割は、お客様の業務の特徴や慣習によって変わってきます。1サービスでなかなかその3割を理解し改善することは難しいですが、ユニリタはその約3割を解決することがとても重要だと考えています。よく業務効率化のために導入したシステムにもかかわらず、手間が増えてしまったという声を聴きます。一方でユニリタが提供しているサービスを導入したお客様からはそういった声はほとんど耳にしておらず、業務の効率化がされたと喜びの声を多数いただいております。お客様の声をしっかりと聞き、正しくお客様の業務効率化にあったサービスを提供する。これこそがユニークで利他の精神をモットーとするユニリタの価値だと考えています。

変化しながらも残り続ける帳票ビジネスを推進

電子メールが一般に普及し始めたころから、企業でもペーパーレスという言葉が浸透し始めていきました。昨今では新型

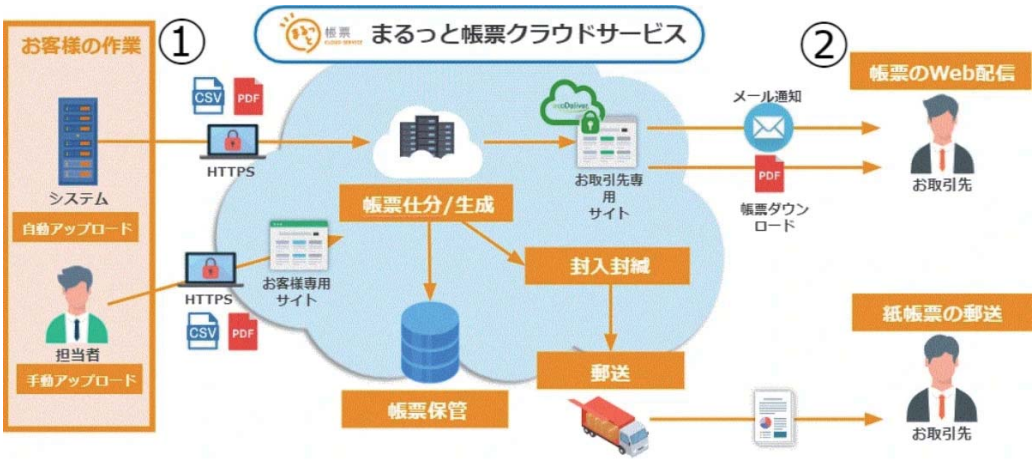

図2　まるっと帳票クラウドサービス導入後の業務の流れ。このサービスの使用により、PDF形式だけでなく、お客様システムから出力されるCSVやテキストデータを加工せずに自動アップロードし、WEB配信だけでなく、レターパックやチャーター便などの多様な配送方式に対応することができる

コロナウイルスの流行もあり、よりペーパーレスが広がったように思われます。ただ、そのようなペーパーレスの促進がなされても、企業内から帳票が完全になくなることはありません。顧客とのやり取りに扱う文書、公的文書など重要文書と呼ばれる帳票においては、形を変えながらも残り続け、それに合わせて帳票ビジネスも変化しながら存続していくでしょう。ユニリタではそのような変化に対して柔軟に対応し、帳票事業を推進していきます。まずは、電子データへの移行が進む中で、「まるっと帳票クラウドサービス」がDX（デジタルトランスフォーメーション）に沿った商材として、お客様の業務効率化に貢献できると考えています。

JIIMAを通してサービス向上へ

ユニリタでは、帳票の保管や配信に関するニーズが高まる中で、その社会の動向をいち早く知るためにJIIMAに入会しました。特に、電子帳簿保存法対応やインボイス制度の導入に伴い、保管の重要性が増しており、ユーザも注視しておりますので、ユニリタとしてもいち早く情報を取り入れ、対策をしていきたいと考えています。

今後は、JIIMAの委員会活動にも積極的に参加し、業界の動向を学びながら、お客様に還元していきたいと考えています。まずは、医療の委員会に参加し、医療分野での帳票の活用方法を学ばせていただきたいと思っています。JIIMAの活動を通し、ユニリタのサービスの向上ができればと思っています。

プロダクトサービス事業本部
エンタープライズレポーティング部
部長　金子 隆一郎 氏

プロダクトサービス事業本部
エンタープライズレポーティング部
サービスビジネス統括グループ
部長代理　小柳 晶 氏

「ユニークな発想とお客様の利益に資する『利他』の精神で、これまでにない製品やサービスを提供していきます」

入会のおすすめ

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会に入会しよう!!

日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）は内閣総理大臣から認定された公益法人です。設立65年以上の歴史を誇り、国際規格ISO/TC171（文書管理アプリケーション）の日本審議団体でもあります。文書情報マネジメント関連国内唯一の団体で、会員企業も中小から大企業まで全国にわたり、その数は190社を越えています。

委員会活動、各種セミナー・研修会への参加、展示会の出展に有利な条件で参加できるなど特典も豊富。学識経験者を交えての啓発活動は、必ずや企業価値を高めてくれるでしょう。
ビジネスの分野を広げ、発展させる絶好のチャンスです。ぜひご入会ください。

会員の特典

- ■各種委員会に参加でき、具体的な活動の中で、視野を広げ、交流を深めることができます。
- ■各種セミナー、研修会、展示会の出展に安価な費用で参加できます。
- ■JIIMAの最新活動をメールマガジンなどで優先的に入手できます。
- ■マネジメント導入事例、最新の技術動向、国内・海外事情など、有益な情報をいち早く入手できます。
- ■各種参考出版物、商品（解像力試験標板、試験図票、ターゲット）が割引価格で購入できます。

入会金・年会費はホームページにてご確認ください。また入会のための入会申込書は下記URLよりダウンロードできます。

https://www.jiima.or.jp/「入会案内」よりアクセスしてください。

入会に関するお問合せは HPにある「問い合わせ」フォームまで

文書情報マネージャー　認定者からのひと言

2025年に2月13日、14日の2日間にわたり第43回 文書情報マネージャー認定資格取得セミナーが行われました。「動画配信自由受講コース」も好評で、2日間の連続受講時間が取れない方や業務を止められない方にも対応した動画配信による講義を今後も実施していきます。文書情報マネージャー認定資格取得セミナーは、新たにアップデートセミナー、認定者と講師によるSlackを使った情報交換など、日々受講スタイルを時代にあわせて最適化していきます。

①文書情報マネージャー認定制度はどこでお知りになりましたか？
②受講の動機は？（受験のきっかけ）
③セミナー内容の感想
④今後この資格をどのように活かしていきますか？
⑤文書情報管理について、もっと知りたい、学習したいことは何ですか？

平山（ひらやま） 徳馬（とくま） さん

墨東化成工業株式会社
総務経理グループ

①検索サイトで「文書情報管理　資格」と検索した結果、日本文書情報マネジメント協会のホームページに入りました。
②新システムの導入に伴い、社内で文書情報管理に関する規程や体制を整備しております。文書情報管理を推進する立場として、その内容に関する最新の体系的な知識を身に着ける必要があると感じたためです。
③電帳法、AIや災害対策など、あらゆる視点から文書情報管理の理論や実践例を学ぶことができました。それに伴い社内で取り組むべき課題が認識できましたので、今後文書情報マネージャーとして段階的に解決していきたいと考えております。
④文書情報管理に関して自分自身が深く理解し、同時に組織全体で持続可能な文書情報管理体制を整えていきます。そのため、役員だけではなくDXの担当部署など社内のあらゆる部門を巻き込んで課題を解決していきたいです。
⑤・電子帳簿保存法と文書情報管理
・文書情報管理に関するAIの活用方法

湯本（ゆもと） 岳彦（たけひこ） さん

アルファテックス株式会社
ISO改革タスクフォース　主事

①会社の上司からの勧めで知りました。
②社内でISO関係の仕事をしていますが、要求事項で求められている『文書及び記録の保存』ついて明確なガイドラインが無いことに不安を感じていました。文書情報マネージャー認定制度があることを知り、興味を持ちました。
③視聴が中心でしたが、事前に配布された資料に目を通していたので問題なく理解できました。ワークショップもあり、文書管理について色々な立場の方の意見を参考に多角的に捉えることができました。ボリュームと時間配分も適切だと感じました。
④ 社内の情報資産である文書が大量に存在し、かつ無秩序な保管状況になっているので、まずは今回学習したことを活かして、必要な文書と不必要な文書の選別から行いたいと考えています。
⑤・文書情報マネジメントにおけるコストの事例
・文書情報マネジメントを全社に普及させる上での課題
・文書情報マネジメントのツールの紹介

文書情報管理士

合格者からのひと言

水野 理人（みずの よしひと）さん　上級

TOPPANクロレ株式会社
BPO推進部　主任

①弊社他部署において、官公庁の入札等に必要な資格として受験している同僚がおり、その関係で継続受験。
②弊社の業務の関係上、デジタルアーカイブ案件等の入札・受託条件として必要なため。
③約50時間。
④昨年度に一度受験し、不合格であったため、再度細かい文言の違いや条件の比較などを行った。
特にプロジェクトマネジメントの部分は一回目の学習不足の反省から、重点的に学習し直した。
⑤いいえ。(テキストのみの反復学習で事足りると考えたため)
⑥はい。受験場所・時間が選べて便利。数回利用しているので「慣れ」もあり、スムーズだった。ただ時計が持ち込めなかったため、時間配分のイメージがしづらかった。
⑦前回同様ですが、試験結果のレポートには問題ごとの正誤がわかるものがないため、復習ができない点。
⑧会社の案件獲得への貢献はもちろん、自社の文書管理業務についても改善に協力ができればと思う。

落田 将平（おちだ しょうへい）さん　上級

東京都公文書館
整理閲覧担当

①文書管理に関する民間資格について調べた際、インターネットで知りました。
②文書管理の知識をより深めるとともに、より上の級に挑戦したいと思ったからです。
③約35時間。
④1～2級や以前受験した上級の試験で、間違えた箇所の復習を中心に行いました。
マイクロフィルムや法令については、頻出の問題が多く、正答数を上げやすいため、特に重点を置いて勉強しました。
⑤いいえ。(セミナーを受講するための時間を確保できなかったため)
⑥はい。自分の通える範囲で試験会場を選べ、試験実施期間中に予定を調整して休日に受験できることが便利でした。
⑦受験をした結果、文書管理の知識が深まり、現在の職場へ転職することにもつながったので、資格を取得してよかったと思っています。
ただし、問題集がない点や公開されている問題の数が少ないことから、知識や試験問題に対するフィードバックが難しいため、その点は改善してほしいです。
⑧現在の職場では、デジタル・アーカイブの運用やマイクロフィルムの保管・利用を行っているため、資格取得の際に身に着けた知識を活かし、各種メディアの適切な保管管理・利活用の推進に努めていきたいと思っています。

村島 美智子（むらしま みちこ）さん　1級

社会福祉法人東京コロニー　東京都大田福祉工場
就労支援課　就労支援係　係長（社会福祉士）

①勤め先が新規事業でデジタル化事業を開始することになったため、上司より資格取得を勧められました。
②新事業の公文書等のデジタル化業務を障害のある方の就労として確立できるようにするため。また官公庁等の入札要件を満たす必要な知識と資格を得るため。
③約50時間。
④2級受験の時に、参考書を動画と照らし合わせ全体的に学習しました。1級ではその復習をし、教科書での知識でしかないマイクロフィルムに関しては特に繰り返し覚えました。
⑤はい。(オンラインセミナー)
⑥はい。
・自信がないところの見直し箇所が分かりやすく、試験の時間配分がしやすいところ。
・合否がすぐわかるところ。
⑦解答で間違えた箇所を知りたい。
すでにある過去問だけでなく、問題をもう少し増やして頂き、スマホで効率的に学習したい。
⑧新規事業である公文書等のデジタル化事業において、障害を持つ方の働く意欲を高め、障害者雇用の促進や社会貢献に結び付け、社会にアピールしていきたい。
また印刷事業においても公官庁における入札案件に積極的に介入できるような環境づくりの一役を担いたい。

2024年冬試験は2024年12月20日（金）から2025年2月10日（月）までの期間、CBT方式で実施されました。今回は上級合格者が14名、１級合格者が68名、２級合格者が187名となりました。

苦労して合格された方の中から試験に関する貴重なコメントをいただいたので紹介します。

①文書情報管理士検定試験はどこでお知りになりましたか？
②受験の動機は？（受験のきっかけ）
③学習時間は？
④どこに重点をおいて学習しましたか？苦手な部分なども
⑤受験対策セミナーは受けましたか？
⑥コンピュータ試験は便利でしたか？
　どういうところが便利でしたか？　どういうところが不便でしたか？
⑦受験した感想、改善して欲しい点
⑧今後この資格をどのように活かしていきますか？

大枝 修（おおえだ おさむ）さん　1級

株式会社大塚商会
MM戦略推進事業部　地域プロモーション部

①会社と同僚の紹介で文書情報管理士検定試験を知り、計画的に２級・１級と受験しました。
②文書管理スキルを習得することで、自社とお客様の業務効率化を図るためのプロフェッショナルとして成長する為。
③約48時間。
④「文書情報マネジメント概論」と「デジタル時代のマイクロフィルム入門」の2冊を徹底的に繰り返し読み、文書管理の基本から最新技術まで幅広く学びました。普段計算しないので計算式に苦労しましたが、何度も練習して試験対策を行いました。
⑤いいえ。（２級ではセミナー受講しましたが、１級は日程が合わず受講できず、期間を延ばしていただけると助かります。）
⑥はい。家から近い受験場所を選べて助かりました。合否もその場でわかるのが良かったです。
⑦試験を受けて、文書管理の専門知識を深める良い機会となりました。実務に直結する問題が多く、今後の業務に役立つと感じました。また、自分の知識不足を再認識できましたので、今後の学習の方向性を明確にすることができました。
⑧この資格を活かして、文書管理の専門知識を業務に反映させ、社内外での文書管理の改善提案を行い、業務の効率化・セキュリティ向上・コスト削減に貢献したいと考えています。

吉田 優子（よしだ ゆうこ）さん　2級

社会福祉法人東京コロニー　東京都大田福祉工場
事業課デジタル事業係　課長代理

①会社から紹介されました。
②新規事業を行うにあたり、文書情報管理士資格が必要になるとのことで受験しました。
③約30時間。
④すでに社内で夏に２級合格されている方がいたのでどういった傾向かなどを伺い、文書情報マネジメント概論を中心に勉強しました。今まで携わったことのなかったマイクロフィルム、なじみのない法律関連は覚えにくかったです。
⑤いいえ。（気づいたときには申込期間が終わってしまっていました。）
⑥はい。自分の都合つく日時での設定がしやすくて、受験しやすかったです。
合否もその場でわかるので、試験終了ボタンを押すときはドキドキしましたが、受験後すぐの合格がわかってホッとしました。
⑦自分の間違えた設問などがわからないため、後での再確認・復習ができないのが残念です。
読み間違えや勘違いしたかなと思う設問はあるのですが確かめられずにいます。
⑧業務での活用はもちろん他部署への活用なども視野に、引き続き１級・上級を目指して勉強を続けられたらと思います。

草間 綾（くさま あや）さん　2級

株式会社大川印刷
品質保証部

①新規事業としてスキャニング事業を準備するなかで知りました。
②文書管理についての知識見識を深め、実務にも役立てたいと考えました。
③約50時間。
④文書情報マネジメント概論を繰り返し読みました。
マイクロフィルムについては取り扱ったことがなかったので、ゼロからの学習で、理解するのに時間がかかりました。
⑤はい。（オンラインセミナー）
⑥はい。自分のタイミングで試験がスタートできたのでありがたかったです。
⑦受験してみて、実際に実務でも取り扱っているスキャナーのことや、文書管理の在り方についてなど実際の業務にも役立つ内容が多く、「そういうことか！」と納得しながら学習を進めることができました。受験してよかったです。
⑧文書情報管理士の資格試験で学んだことを実務でも活かしつつ、自分が得た情報を社内の他のメンバーにも共有し、「社内教育」の知識としても役立てていきます。

2024年度文書情報管理士最新報告

文書情報管理士検定試験委員会委員長　室井 弘之（むろい ひろゆき）

文書情報管理士とは

文書情報管理士は、JIIMAが認定する資格試験で上級、１級、２級の３クラスからなり、現在累計約17,000人以上が資格を取得しています。

紙媒体やフィルム媒体による情報の管理・活用から、デジタル化による多様な情報の管理・活用へと変化した現代では、適切な知識体系によりマネジメントされた情報管理が必要です。文書情報管理士は現代の情報を管理・活用、そして後世に伝えるために、実践し指導するための知識を習得したエキスパートです。

資格試験の説明

資格試験は、夏と冬の年二回開催されます。2016年からCBT方式（Computer Based Testing）となり、受験者は試験会場に出向くことなく全国約3500か所のコンピュータを利用したテスト会場で、40日間の試験期間内の希望の日に受験することができます。2023年の冬試験からは、合格者に授与していた紙製の認定証書を、電子署名とタイムスタンプを付与したPDFに変更しました。

試験期間の前には夏冬ともに受験対策セミナーを実施しています。

新型コロナウイルス感染症対策として、2021年の冬試験からは会場での対面式セミナーから動画配信方式にしました。2023年５月に新型コロナウイルスが感染症法の位置づけで５類感染症に引下げられた後も、全国でセミナーが容易に受けられるように動画配信方式を継続し、期間内であれば何度でも好きな時間と場所でセミナーを受けることができます。

なお、資格は２級、１級、上級の３段階のクラスに分かれています。

２級は文書情報の概要と電子化文書や画像データの基礎的技術、文書情報マネジメントに関わるハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク等IT関連の基礎知識と日本特有の法令や標準規格の基礎知識です。参考書の中の基本的な内容を中心に出題されます。

１級はすでに２級の資格を取得している方が受験でき、２級の能力に加え専門知識と実技応用能力。さらに文書情報マネジメントや従事者への指導力が求められます。

上級は１級資格を取得している事が受験の条件で、１級の能力に加え、広範な観点から課題分析を行え、顧客の問題点や要求されることの分析能力、コンサルティング能力とシステム構築能力。それらに加え文書情報マネジメントに関わるプロジェクトの立案と推進能力が求められます。

参考書である『文書情報マネジメント概論』は、2017年の発行から社会情勢の変化や技術の進歩等、環境の変化に対応し改版を重ねましたが、2025年の夏の試験からは、時代に対応した検定試験であるために、参考書を従来の『文書情報マネジメント概論』を改め『文書情報マネジメント』を発行し、新たな文書情報管理士検定の参考書としました。『文書情報マネジメント』は2020年代を通じて使用できる内容となっています。

今年の冬の検定試験の受験者数と推移を図1に示します。

過去の受験者数の中でも2021年冬試験の２級受験者が多いのは、コロナ禍によるテレワークの増加により、資格取得へ積極的に取り組む人が増えたためだと思われます。

その後は減少傾向に見えますが、コロナ禍前の受験者数に戻りつつあります。

次に、合格率の推移を図２に示します。各級の合格者が若干下降しているのは、試験問題にマイクロ写真に関する実務的な問題が多く、文書情報に関わる実務経験者の受験が多かった

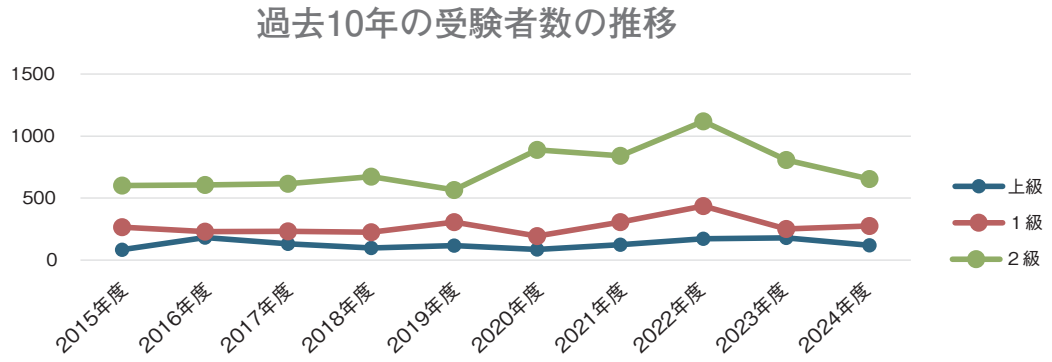

図1　受験者数の推移

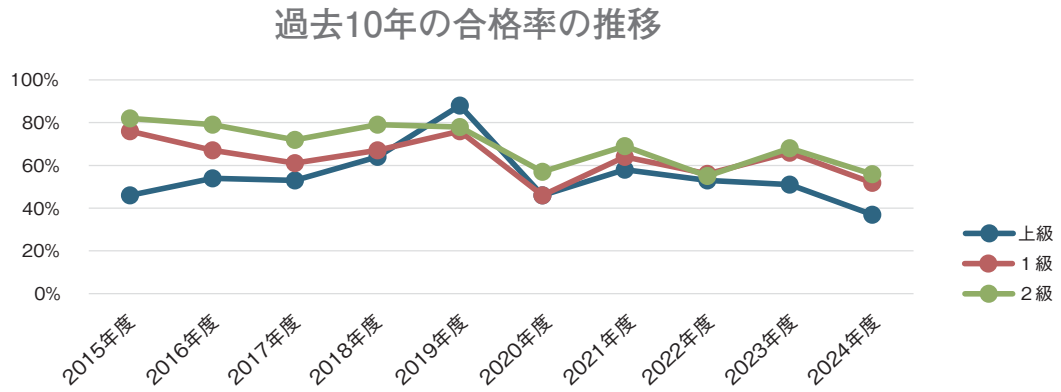

図2　合格率の推移

従来に比べ、受験者層が幅広くなってきたためと考えられます。

資格取得のメリット

文書情報管理士の資格は、多くの官公庁・自治体で入札の参加資格要件になっています。 電子帳簿保存法に関する教育体系や、電子化文書・電子文書の実務知識やIT知識の習得で組織の中で幅広い存在感を示すことができます。

資格を取得するには

文書情報管理士は、その前身の資格であるマイクロ写真士検定試験が1967年から始まり、2001年からはコンピュータの普及した時代に合わせ、今の文書情報管理士検定として生まれ変わりました。マイクロ写真の撮影知識や関連技術を中心とした内容から、スキャニングによる電子化やコンピュータ、ネットワーク等のIT技術と、関連法規等、情報全般を取り扱う資格となりました。基本的には、文書情報の生成、利用、保存、廃棄に至るライフサイクルを意識しながら参考書を読み進めることで、自然と知識を習得できる資格です。２級から順に取得し基礎の実践能力や基礎的IT知識を習得し、昇級することにより、専門知識と文書情報に関わるプロジェクト運営の知識を習得することができます。

受験するにあたり実務経験者やコンピュータに詳しい方は、選択肢の中からひとつの回答を選択しようとした時、他のやり方もある等、迷うことがあると思います。参考書では代表的であり正確なやり方を正解として記述していますので、参考書をよく読んでいただき選択していただければと思います。試験は2級が単一選択問題で、１級と上級は単一選択問題に加え多岐選択問題が含まれます。

最後に

今まで参考書としてきました『文書情報マネジメント概論』を大きく見直し『文書情報マネジメント』を発行し参考書としました。マイクロ写真士を祖に持つ文書情報管理士検定試験ですが、時の流れとともに、アナログフィルムの時代は過ぎて、デジタルの時代となりずいぶん経ちます。マイクロフィルム関連機材もほとんどが生産を終了し、今後はマイクロフィルムの作成を続けるのも限定的となりつつあります。

文書情報管理士検定でも、マイクロフィルムの作成に係わる部分を、既存のフィルムの適切な保管・保存に絞った形としました。

文書情報と言う括りも、情報として捉えた時に、イメージに限らず動画や音声も取り入れる必要があります。

それら情報を効率よく安全に取扱うためにも、ますます文書情報管理士の資格を持つ人材が貴重となります。文書情報管理士は、情報を扱うスペシャリストとして、あらゆる分野での活躍が期待されています。

文書の流通と共有を
実現させるための必読書！

JIIMA

新刊

文書情報マネジメント

これまで蓄積してきた技術要素や知識体系を継承しつつ、電子文書が流通する現代における文書の生成・受領から保存・廃棄まで解説し、その上で証拠性を確保した運用、クラウド利用、文書流通に関する実践的な手法を説明しています。

これまで紙が主流だった文書が、発生からデータのまま組織内に留まらず、組織を越えて利用される時代に入り、組織が管理するべき「文書＝データ」が膨大となりました。この文書を安全・安心に利用できるように文書情報マネジメントが必須となりますし、これを実践する文書情報管理士の存在は益々重要となってまいります。本書は、文書情報マネジメントを推進する実務担当者が、リファレンスブックとして使っていただくことを想定して編集されており、文書の取り扱いにおける生成、利用、保存、廃棄の運用に関するものや、文書情報マネジメントを実践させるために必要な標準規格、法令、ガイドラインなどが解説されております。

文書情報管理士資格の取得を目指す方

文書情報マネジメントを推進する実務担当者

『文書情報マネジメント』

第１章　情報ガバナンス
第２章　文書情報マネジメント
第３章　電子文書
第４章　文書の受領、作成、変換
第５章　文書の流通、共有、検索、公開
第６章　文書の保存、廃棄
第７章　文書取扱いの自動化
第８章　文書情報システムの構築、運用、監査
第９章　リスクマネジメントとセキュリティ
第10章　法令・ガイドライン

◆お問い合わせ・お買い求め

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

https://www.jiima.or.jp/

「JIIMAの活動」→出版物・販売物 より

発 行 元：公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）
定　　価：3,300円（本体3,000円＋税10%）
購入方法：JIIMA公式サイト／書店 など
発 売 日：令和７年４月25日
ISBN　978-4-88961-024-6

電子取引委員会 安全な電子取引のための解説 ー課題整理とチェックポイントー Ver.1.0を公開しました

電子取引委員会　委員長　西山 晃（にしやま あきら）

「安全な電子取引のための解説ー課題整理とチェックポイントー」紹介

近年、デジタルトランスフォーメーション（DX）が企業にとって重要性を増しています。2023年10月にインボイス制度が開始されましたが、これまでデジタル化に対応してこなかった小規模事業者も含め、請求書の電子化にとどまらず、電子取引全般におけるDX推進が求められています。競争力強化のため、業務のデジタル化が必須とされる中、紙ベースの取引業務は効率低下やコスト増加の原因となっています。

本委員会ではそのような市場動向や政府のデジタル関連政策を踏まえ、安全で信頼ある電子取引の普及に向けて、「安全な電子取引のための解説－課題整理とチェックポイント－」を作成しました。

JIIMAウェブサイト「ガイドライン　報告書」で公開中
https://www.jiima.or.jp/activity/policy/

安全な電子取引のための解説、概要

本解説書は、以下のように構成されており、電子取引を行うすべての業界・企業・自治体を対象としています。

第1章　電子取引の意義について
　1-1　企業を取り巻く課題と取引業務のデジタル化
　1-2　発行者・受信者からみた取引業務のデジタル化
　1-3　受信者からみた取引業務のデジタル化の現状と課題
第2章　民間企業での取引情報の受領処理の類型整理
　2-1　アンケート結果の整理、類型の取りまとめ
　2-2　課題の整理
第3章　効率的な電子取引の実現に向けた提言
　3-1　取引開始時（On Boarding）
　3-2　取引時（On Going）
　　3-2-1　電子取引データの発行時
　　3-2-2　電子取引データの受領時
付録　電子取引とトラストサービス（アンケート結果）

主なポイント・特徴

本解説書は、特に受信者側の視点で取引業務のデジタル化の現状と課題を整理しました。

発行者側はデジタル化の取引方法を自由に選択できる状況に対し、受信者側は自身で選択することができず、発行者ごとに異なる取引方法で受ける状況となります。このため、受信者側

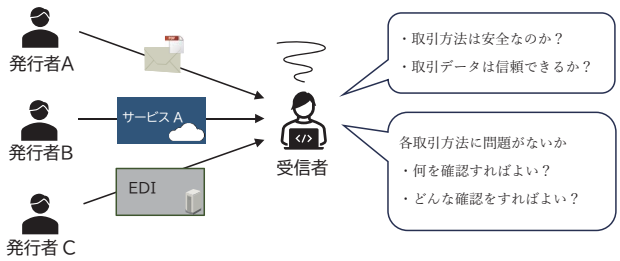

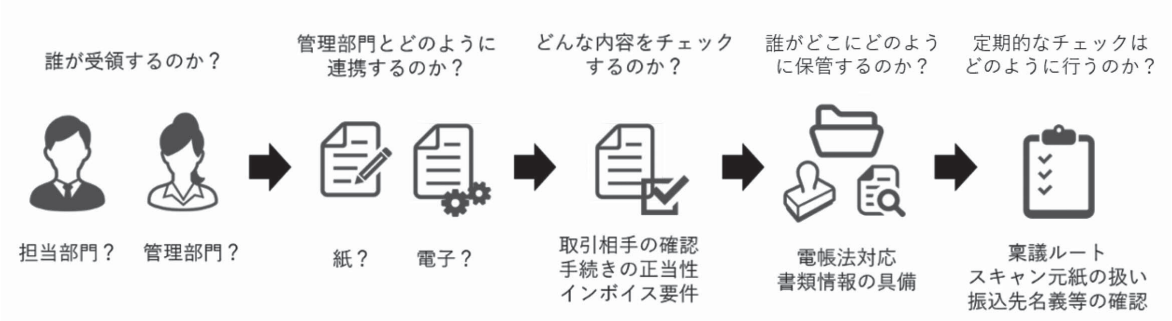

請求書等受領後の5つのフロー

は、発行者から依頼された取引方法で受けて良いかを判断する必要があります。

どのような判断基準で、どのような確認を、各取引方法に対して実施すれば、安全で信頼のできる取引と言えるのかを本書にて解説します。

アプローチとして当委員会参加企業7社の請求書受領、処理事務を行う部門に対してアンケートを配布し、ヒアリングを実施しました。その内容を、請求書等を受領後、最終的に企業に必要な税務会計処理や支払い迄の処理・連携・判断のフローを下記の5項目に分類し、各項目に関して類型整理しました。

- **●誰が受領するのか？**
- **●管理部門とどのように連携するのか？**
- **●どんな内容をチェックするのか？**
- **●誰がどこにどのように保管するのか？**
- **●定期的なチェックはどのように行うのか？**

効率的な電子取引の実現に向けた提言

商取引の処理は、デジタル化することで、効率化を図ることが可能となる一方で、デジタルデータは痕跡なく改ざんを行うことが可能であるため、電子取引の場合、取引データ（書類）が改ざん・なりすましされるリスクや、それらに起因して、相手方に事後に内容を否認されてしまうリスクがあります。さらに、取引の期間中及び法令の保存期間中、取り交わした書類の完全性と真正性を確認するために長期にわたって正しく検証ができることが求められます。

したがって、前述の5つの類型整理の内容を踏まえ、トラストサービスを活用することで、効率的で安全な電子取引を行うために配慮すべきポイントについて、取引開始時（On Boarding）の対応と、実際の取引時（On Going）の対応に分けて解説しています。

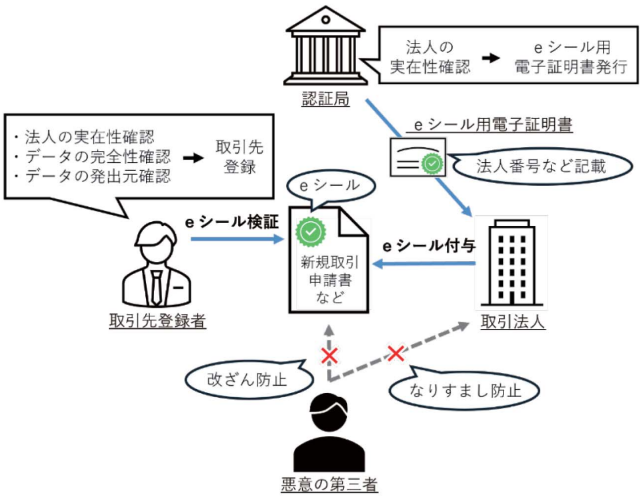

与信、申請書類の確認におけるeシール活用イメージ

今後の展望・まとめ

電子取引の普及は避けられない流れであり、安全性の確保は企業や自治体にとって必須の課題です。本解説書を活用することで、安全で効率的な電子取引を実現し、取引の信頼性を高めることができると考えられます。今後も技術や規制の変化に対応しながら、継続的な改善を行うことが重要です。

本委員会は、今後も電子取引をめぐる政策動向や環境変化を精査し、情報共有を行いながら、デジタル社会の発展に寄与する信頼ある電子取引の在り方やルール形成を検討していきます。また、JIIMAとして必要なガイドラインの策定や情報発信、政策提言を行うことが重要だと考えます。電子契約、電子取引は文書情報マネジメントの枠組みにおける重要な要素であり、企業においてそれらを適切に管理、運用することで法的効力を確保し、業務の効率化を図ることができJIIMAビジョン「文書情報マネジメントの実践を通じてDXの加速をリードする」に寄与することができると考えます。

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 第50回全国（仙台）大会報告

テーマ「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」

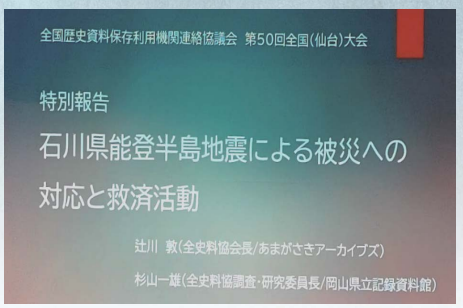

特別報告

総合討論会

広報委員会副委員長
認証アーキビスト
長井 勉（ながい つとむ）

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下、全史料協）は、歴史的価値のある文書記録や記録史料を保存し、その活用を促進することを目的とした全国組織である。1976年（昭和51年）に発足し、1988年（昭和63年）の公文書館法施行を契機に、わが国の文書館運動の発展を支える役割を担っている。

この団体は、機関会員と個人会員によって構成されており、機関会員には公文書館、図書館、歴史資料館、自治体史編さん室、大学資料室などが加盟している。一方、個人会員はこれらの施設で資料の保存や利用に携わる専門家や研究者が中心である。

全史料協では、記録史料の保存と利用活動推進のため、会員間の連絡・連携を図るとともに、研究協議や情報交換の場を提供している。具体的な活動としては、地域ごとに開催される研究会や大会を通じた専門知識や事例の共有、歴史資料保存の重要性に関する啓発活動、災害や危機的状況における文化財や歴史資料の救済活動、さらには関連する政策や制度への提言などが挙げられる。

第50回大会となる本大会では、「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」をテーマに、見学会や研修会、討論会が行われた。その大会の一部を紹介する。

はじめに

第50回の節目となる今大会は、2024年11月21日と22日の2日間にわたり、仙台市のトークネットホール仙台（仙台市民会館）で開催された。参加者は約150名。ちなみに46回大会は仙台で予定されていたが、新型コロナ感染症拡大のため中止となった経緯があり、４年ぶりの仙台大会となる。

１日目は、仙台市内のアーカイブズや博物館の見学会が実施された。見学コースは、仙台市公文書館、宮城県公文書館、東北大学史料館、仙台市博物館の４つである。午後には研修会が開催され、以下の４つのテーマでセッションが行われた。

「文書館入門」

「宮城の史料レスキュー・21年目の奇跡」

「山形県公文書館等の管理に関する条例の制定と運用について」

「石巻市博物館の板碑拓本アーカイブズの現状と課題」

上記は別に、特別座談会「全史料協の50年―その原点から現在・未来を考える―」も行われた。筆者は２日目のプログラムに参加した。

特別報告「能登半島地震による被災への対応と救済活動」・・・大規模災害への課題

このセッションでは辻川敦氏（全史料協会長）、杉山一雄氏（同会調査・研究委員長）、宮下和幸氏（金沢市立玉川図書館近世史料館学芸員）の三氏によって行われた。報告によると、地震発生の翌日１月２日に機関会員の金沢市立玉川図書館近世史料館、富山県公文書館、福井県文書館の状況を聞いたところ施設などには大きな被害がなかったが、能登地域には機関会員が不在で被災情報の収集が困難だったという。また４月には全史料協の調査・研究委員会が被災した７市町の保管する公文書の調査を行った結果、公文書の被害がなかったことが確認された。

続いて「金沢市立玉川図書館近世史料館の救済活動について」は同館の宮下氏が説明された。それによると、各機関と連携した活動が開始され、３月には早くも「いしかわ歴史資料保全ネットワーク」が発足した。そして６月には志賀町の寺院文書数千点を同館で受け入れ、整理作業を行っている。

被災地では未だに不自由を強いられ、いつもの暮らしに戻ることを願わずにはいられない。そのような状況で、辻川氏は全史料協として地震被害や被災資料・文化財保全活動に十分組

織的に対応・貢献できていない現状を踏まえ、同会として被災地での活動にどのように参加・協力すべきかという今後問うべき組織的な課題があるという報告がなされた。大会終了後、調べてみるとさまざまな形で救済活動を開始した組織があり、今回はその一つとして石川県教育委員会を紹介したい。

1月末に文化庁に文化財についての救援要請を行った結果、2月には「文化財レスキュー事業」、「文化財ドクター派遣事業」を実施する組織が設立された。具体的には、文化財レスキュー事業本部が立ち上がり、学芸員等によるレスキュー隊を編成し、文化財の廃棄や散逸を防ぐための救援活動等を行い、また被災した文化財建造物についても、専門家を派遣して、技術支援等を行う文化財ドクター派遣事業を実施している。

また歴史資料ネットワークのHPを見てみると、自治体、博物館などからは以下の要請が発出していることを伝えている。石川県立歴史博物館 「被災した古文書や美術品などの扱いについて（お願い）」、石川県埋蔵文化財センター「被災した土器などの出土品の取り扱いについて（お願い）」の他、「古い文書や美術品などを処分しないでください」と訴求する自治体は能登町、宝達志水町、七尾市、のと里山里海ミュージアム、中能登町、輪島市、内灘町など広範囲にわたる。被災地は文化財の豊富なエリアだということがわかる。まずは被災地の早い回復を望んでいるが、歴史的な価値のある文化財が廃棄されないことも願っている。

大会テーマ研究会「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」

基調講演として「東北におけるアーカイブズ設置の動向と大仙市アーカイブズの取組み」を蓮沼素子大会研修委員が解説した。以下に要約すると、2011年以降、公文書管理条例やアーカイブズ設置の動きが活発になり、現在6県（福島、秋田、宮城、青森、山形、岩手）と4市町村（大仙、横手、仙台、酒田）にアーカイブズが開館し、また公文書管理条例化も2県、5市町で制定されている。近年、東北の公文書管理適正化には東日本大震災も影響しているという。

ここ数年、開館の経緯を見ると、傾向としてハード・アーカイブズ機能ともに単館、複合館、総合施設の多様な選択肢があるようだと指摘した。つまりカタチに捉えられない多様なアーカイブズの取組みとなっている。そして蓮沼氏が勤務する大仙市アーカイブズの開館8年目の現状と課題の報告のなかで、大仙市合併から20年経過し、公文書管理も適正に進んだなかで、公文書管理条例化の取組みや電子公文書管理の課題を話された。

研究報告Ⅰ　「複合施設としてのアーカイブズ－酒田市文化資料館光丘文庫の開館と取組み」

川島崇史氏（酒田市企画部文化政策課）、池田則雄氏（同総務部総務課）から以下のように報告された。公文書管理の基準の見直しなどによって2021年に公文書管理条例を制定した酒田市であるが、その一方で酒田駅前再開発に伴う図書館の移転に伴って、2020年にその跡地に市立資料館・市光丘文庫・公文書館機能・市史編さん機能を持つ文化資料館の構想が浮上し、2024年5月に開館した。その背景には、公文書管理の未整備の現状を解決する公文書管理の条例化や公文書館機能の必要性があったという。

開館後は過去にあった酒田の出来事や文化を未来に伝えるための総合施設には大きな成果が期待されている。例えば、各種記録資料や公文書等の集約による一括管理やワンストップでレファレンスサービスが受けられ、市民の利便性が高まり、また酒田の風土、歴史、文化が紹介できることである。まさに「新しいカタチ」のアーカイブズである。この話を聞いて、これからは単独館にこだわらず、地域に親しみやすい複合・多機能型のMLAゾーンで問題解決を図り、市民と行政が一体となって育むアーカイブズをめざすことも必要であると感じた。

研究報告Ⅱ　「仙台市博物館と市史編さん収集資料」

水野沙織氏（仙台市博物館）から以下のように同館の活動について報告をされた。1990年に市制100周年事業として市史編さん事業を開始し、その過程で歴史資料の調査・収集をしてきた。それだけでなく東日本大震災後には同館では文化財レスキュー事業の本部が置かれ県内のレスキュー作業を担当した。

市史編さん事業の終わり頃の2009年に収集した資料と情報の保存活用などを仙台市長に提言し、また2013年には公文書に関して、公文書館機能を有する組織の整備などの提言をした。そして博物館からの提言が功を奏し、仙台市公文書館の設置が決定してからは歴史的公文書や市史編さん資料の移管が決まったが、両館の専門の担当官が不在で、また業務担当の職員が多忙などの理由でなかなか移管が進まないという。支援策を考えてみると、アーカイブズを学ぶ東北大学生のフィールドワークとして協力を求めれば、歴史的な公文書に触れて学べる機会にならないだろうか。

研究報告Ⅲ　「仙台市公文書館の設置経緯と開館後の取組み」

多田夢大氏（大会研修委員/仙台市公文書館）、加藤諭氏（大会研修委員/東北大学史料館）から下記の報告がされた。なお、筆者は2023年７月に開館した同館を取材し、小誌2024年３・４月号で「歴史的公文書を後世へつなげる仙台市公文書館」を紹介したので配布資料から開館後の概要を以下に記したい。

開館の特色

① 閉校した小学校を改修した施設

・２階～４階の教室を全て書庫に転用し、直射日光の防止と温度管理のため、書庫には内壁を設置し空調機を新設

・食材搬入口から文書を搬入、上階書庫への移動には給食配膳用の昇降機を活用

② 仙台市公文書館目録システムの確立

・市中心部から離れた立地であるため、来館せずに所蔵文書を確認できるシステムが必要があり、2023年７月３日の開館に併せて一般に公開した。

・文書分類や審査状況等で絞込可能、フリーワード検索機能あり、またシステムからメールにて利用請求が可能である。

③ 東日本大震災に関する文書の取り扱い

・被災自治体として、東日本大震災に関する文書の保存は必須だが、全量保存はアーカイブズとして非現実的である。

・運営検討会議での議論も経て、東日本大震災に関する文書に特化した選別ガイドラインを検討

開館後の状況

※2023年度は開館～2024年３月３１日まで、2024年度は９月30日時点の実績

【利用実績】

・2023年度

来館者：229名　利用請求：149冊　利用申込：249冊

・2024年度

来館者：88名　　利用請求：45冊　利用申込：86冊

【展示内容】

・常設展示：「仙台市のあゆみ（市政施行から政令市指定までの約100年間について）」

・企画展示：現状の市の業務や話題となっている市政トピックスを中心に、仙台市のあゆみとは異なる視点から年に２回程度展示の入れ替えを行う（「市役所本庁舎建て替え」「全国都市緑化仙台フェア」「仙台の姉妹都市」「東北絆まつり」）

・その他：公文書管理制度や仙台市公文書館開館の経緯について

会員の取組みや研究ポスターの展示

【講演等】

・東北大学大学院認証アーキビスト養成コース科目「アーカイブズ学研究演習」

・公文書管理フォーラム（第５回）

【視察・見学受入れ】

・2023年度：５件（自治体４件、他２件）

2024年度：４件（自治体３件、他１件）

【今後の課題】

・電子公文書への対応では電子公文書の収集選別、保存や利用方法の検討

・デジタルアーカイブの導入とシステムの改修、紙文書のデジタル化（撮影）の推進

【歴史的公文書に関する調査研究及び発表】

・調査研究の題材の決定と発表方法（紀要や年報の発行）の検討

【認知度の向上（利用の促進）】

・外部展示の実施…近隣のアーカイブズとの連携

・展示物の定期的な入替えと、広報活動が必要

研究報告の後、参加者からは質問も多く、活発な議論も交わされた。その他、会期中には展示室も設けられ、そこでは協賛企業の取扱品等の紹介や図書・出版物、会員の取組みや研究ポスターなどの展示もされた。報告されたアーカイブズの事例を参考にして、東北地方から「多様なカタチ」が発信できることを期待している。

最後に、今回設営に関わった辻川会長はじめ多くの会員の方々に感謝の意を表し、大会の報告としたい。

JIIMAウェビナー 2025 開催決定 6月3日～6月17日

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）は、「“生成AI新時代”到来、経営課題解決への情報マネジメント～「2025年の崖」も乗り越え、進化し続けるDX～」と題したウェビナーを2024年6月3日（火）～6月17日（火）の日程で開催する。

開催方式はこれまでと同様、オンデマンド動画配信となる。

ウェビナーでは、国税庁の参加が決定。その他、メタデータ株式会社の代表である野村氏による生成AIについての講演も予定している。

その他、委員会講演や視聴方法などの詳細は以下のURLで案内しており、4月25日から来場登録を開始する。

https://www.jiima.or.jp/jw2025_entry/

経済産業省「健康経営銘柄2025」を発表

経済産業省は、東京証券取引所と共同で、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組む上場企業を「健康経営銘柄」として選定している。

今回で第11回となる「健康経営銘柄2025」には、29業種から53社を選定したと発表した。

2025
健康経営銘柄
KENKO Investment for Health

なお、健康経営銘柄2025の選定については、「令和6年度健康経営度調査※」の回答結果をもとに、健康経営優良法人（大規模法人部門）申請法人の上位500位以内の上場企業から、1業種1社を基本として選定されている。

今回の選定企業には、JIIMA会員企業であるウイングアーク1ｓｔなども選定されており、選定企業は下記サイトから確認することができる。

https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250310004/20250310004.html

※　企業等が従業員の健康管理を戦略的に行う健康経営の取組状況に関する調査。

TREASURY　ネクスウィルと資本業務提携を締結

株式会社TREASURY（会員No.1072、代表取締役社長　山下 誠路氏）は、株式会社ネクスウィル（代表取締役 丸岡 智幸氏）と資本業務提携を締結したと発表した。

TREASURYは、電子契約「Great Sign」や電子本人確認「Great eKYC」、日本司法書士会連合会が提供する日司連当事者型電子署名システム「しほうサイン」の開発納品で培った技術・ノウハウにより不動産登記におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進支援している。

ネクスウィルは、「売りたいのに売れない不動産をゼロにする」をVISIONに掲げ、空き家の買い取り再販事業を手掛け、全国の訳あり不動産や、空き家について、「売りたい人」と「買いたい人」をオンライン上でマッチングさせるCtoCプラットフォームを提供している。

今回の資本業務提携を通じて、地方創生と雇用促進、不動産業界のデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現を目指していくとしている。

LegalOn Technologies　AI法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」、法務部門への依頼や相談をAIが要約する「案件要約機能（β）」を搭載

LegalOn Technologies（会員No.1090、代表取締役 執行役員・CEO：角田 望氏）は、AI法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」に「案件要約機能（β）」を追加したと発表した。

本機能の追加により、マターマネジメントモジュール内で、メールやSlackのやり取りをAIが自動で要約し、案件の概要を迅速に把握できるようになる。

要約は「背景」と「経過」に分類され、「背景」には目的や依頼概要、「経過」には対応履歴や結論が示される。これにより、案件の全文を読む前に概要を把握し、効率的な対応が可能となる。

また、契約業務のナレッジマネジメントを強化し、締結経緯の保存・活用を支援。契約に関するやり取りを一元管理し、類似案件の参照やトラブル時の確認を容易にする。

「LegalOn Cloud」は、契約管理や法務業務のDXを推進する次世代プラットフォームとして、AIによるナレッジ整理と業務最適化を実現するとしている。

Hubble　マルハニチロ物流の契約DX事例を公開

契約業務・管理クラウドサービス「Hubble」を提供する株式会社Hubble（CEO：早川 晋平氏、会員No.1117）は、株式会社マルハニチロ物流の契約DX事例を公開した。

同社は全国の物流拠点で異なる契約管理体制をとっていたが、「Hubble」導入により、契約ガバナンスの強化と契約データの活用を両立。契約書管理の一元化、契約審査の電子化、ペーパーレス化を実現し、業務効率が向上した。

導入後は、契約審査のデジタル化により審査期間が1～2営業日短縮。契約関連情報の検索性が向上し、類似契約の参照や過去事例の活用が容易になった。さ

らに、契約業務の可視化により、担当者間の引継ぎがスムーズになり、業務の属人化を解消した。

「Hubble」は契約審査・管理を一元化し、法務と事業部門の協業性を高めるクラウドサービス。契約データの自動管理機能や電子帳簿保存法対応機能を備え、企業の契約業務を効率化するとしている。

弥生 「個人事業主 課題調査2025」を発表

弥生株式会社（代表取締役 社長執行役員 兼 CEO：武藤健一郎氏、以下「弥生」）は、全国の個人事業主を対象に「個人事業主 課題調査2025」の調査結果を発表した。これにより、確定申告のデジタル化や最新法制度への関心についての実態を明らかにした。

主な調査結果は以下の通り。

- e-Taxの利用率は41.7%と過去最高も、高止まり傾向が見られる。年代別では20～30代が最多（55.4%）、70代以上でも26.7%が利用。
- 確定申告の方法は90%以上が毎年固定しており、変化の少ない傾向がある。
- 「定額減税」制度の認知度は70.2%だが、47.4%が詳細を理解していないと回答。
- 「フリーランス新法」に対する認知度に課題。19.7%が前向きな影響を実感する一方、38.4%は法律自体を知らない。
- 確定申告でAIを活用した人は14.3%と限定的だが、41.7%が今後の活用に期待。

弥生では総括として、確定申告のデジタル化は進んでいるものの、特に高齢層への浸透には課題が残る。また、新制度への理解不足が課題として浮き彫りになった。AI活用への期待も高まっており、今後のさらなるサポート体制の充実が求められると語っている。

https://www.yayoi-kk.co.jp/company/pressrelease/20250227.html
（出典:「個人事業主 課題調査2025」弥生調べ）

JIPDECとITRが『企業IT利活用動向調査2025』の結果を発表

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（会長：杉山 秀二氏）と株式会社アイ・ティ・アール（代表取締役：三浦 元裕氏、以下、ITR）は、国内企業1,110社のIT戦略策定または情報セキュリティ施策の従事者を対象に、2025年1月に共同で実施した『企業IT利活用動向調査2025』の結果を発表した。

今回の調査結果のポイントは、次の6点。

1. 45%の企業が生成AIを利用。電子メールや資料作成など日常業務の利用では80%超が効果を認識している
2. 生成AI利用のリスクとして、機密情報の漏えいとハルシネーション、倫理的問題が懸念されている
3. 「内向きのDX」では業務のデジタル化で順調に成果が出ているが、企業文化の変革には課題が残り、「外向きのDX」では新しいビジネスの創出に向けた取り組みに遅れがみられる
4. テレワークと出社併用のハイブリッド勤務が主流であるが、最低出社日数を義務付ける企業やテレワーク制度がほとんど活用されていない企業もある
5. ランサムウェア感染経験は48%、メールによる攻撃とリモートアクセスの脆弱性が主な侵入経路
6. プライバシーガバナンスの取り組みは、従業員と顧客の双方のエンゲージメント向上に寄与

調査結果を受けて、ITRのシニア・アナリストである入谷 光浩は以下のようにコメントしている。

「企業は生成AIを導入する段階から、現在はいかにして活用するかという段階に移っており、さまざまな業務での活用が期待されています。資料作成など従業員の日常業務を中心に、すでに一定以上の成果が出ているという調査結果が示され、生成AIは活用効果の即時性が高いソリューションであることが分かりました。一方、生成AIの利用における情報漏えいやハルシネーションなどのリスクは、社内の利用範囲が広がるにつれて高くなるため、利用ルールの策定や従業員への教育、AIの管理・監視を適切に行っていくことが求められます。

ランサムウェア攻撃の脅威は続いており、すでに半数近い企業が感染経験をもち、その半数以上がデータやシステムを復旧できていません。また、主な侵入経路は、メールによる攻撃とリモートアクセスの脆弱性を狙った攻撃であることが分かりましたが、侵入経路は多様化しており、技術面と組織面でのセキュリティ対策が極めて重要となります。また、経営課題として重要性が高まっているプライバシーガバナンスに取り組んでいる企業では、従業員と顧客に対するエンゲージメントの向上において一定の効果がみられました。企業は、今後もプライバシーガバナンスに継続して取り組み、データの利活用の推進やビジネス拡大につなげていくことが重要となります。」

https://www.itr.co.jp/topics/pr-20250314-1
（出典:2025年3月14日付け ITRプレスリリースより）

各社ニュース

JIIMAに寄せられた情報にて構成
スペースの関係上、記載の省略あり

移転のお知らせ

サイバートラスト株式会社（会員No. 0366）
〒107-6031　東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル31階　私書箱606号

人事のお知らせ

パナソニック　フィナンシャル&HRプロパートナーズ株式会社（会員No.0370）
代表取締役社長　宮﨑 義夫 氏

株式会社PFU（会員No.0863）
代表取締役　社長執行役員
平原 英治 氏

■新製品紹介に掲載希望の方は、編集部宛にプレスリリースを送付ください。

A3 カラー複合機
RICOH IM C6010SD ／ C4510SD ／ C3010SD

㈱リコー

PFUのスキャナー技術を採用

■特長

- 原稿に負荷をかけにくいストレートパス構造の1パス両面ADFを搭載し、これまでのADFでは通紙が困難だったノンカーボン紙（複写紙）やカード類をADFで読み取ることが可能。業種業務固有の専門帳票の電子化を促進し、DXを支援。
- レシートや領収書などの不定形サイズ帳票の混載スキャンにも対応し、サイズを指定することなくADFからさまざまな帳票の一括読み取りが可能。改正電子帳簿保存法対応などの電子化作業を効率化。
- 両面200ページ/分の高速読み取りで電子化業務の生産性を向上。
- AIによる天地方向補正機能、OCR処理機能を標準搭載し、電子化後の業務を効率化。「RICOH 受領請求書サービス」などのトレード帳票DXシリーズや、手書き文字のAI-OCRを可能とするPFUの「DynaEye 11」と連携し、文書や帳票のデータ活用を促進。
- 本体樹脂総重量の約47%に再生プラスチックを使用など、優れた環境性能を搭載。さらに複合機がライフサイクルで排出するCO_2量を「J-クレジット」制度を利用してオフセットする「RICOH カーボンオフセットサービス」にも対応。
- RICOH IM C6010 製品群と同様に、10.1 インチ大型フルカラータッチパネル「MultiLink-Panel」を搭載し、さまざまなアプリケーションの利用が可能。

■価格（税別）

RICOH IM C6010SD　3,100,000 円
RICOH IM C4510SD　2,660,000 円
RICOH IM C3010SD　2,130,000 円

■お問い合わせ先

リコー
テクニカルコールセンター
TEL：0120-892-111
（9：00 ～ 17：30
土日・祝日、休業日を除く）
https://jp.ricoh.com/

RICOH IM C3010SD

商業印刷用の高速ロール紙カラーインクジェットプリンター
「Jet Press 2160CFG」

富士フイルムビジネスイノベーション㈱

業界トップクラスの高速印刷と高精細な画質を両立する新開発の技術を搭載

■特長

- 1200×600dpiでの印刷時は、業界トップクラス(※1)の最速毎分160m（A4換算2,096ページ）、1200×1200dpiの高解像度印刷時には、業界最高速(※1)となる毎分106mでの印刷が可能。
- 「SAMBAヘッド」を搭載し、インクの均一性と正確な吐出制御により、オフセット印刷に迫る高画質と安定した印刷を提供。

Jet Press 2160CFG

- 水性顔料インクに定着剤を含有させることで、オフセット塗工紙にもプレコートなしで印刷でき、上質紙を含む多様な用紙に対応しながら、商業印刷のデジタル化を促進。
- 一度のジョブで数万ページの大量印刷に対応できる給紙・巻取装置を備え、短納期業務にも適応し、高い生産性を発揮。
- 大径ヒートドラム採用の強力な乾燥機能により、オフセット塗工紙にも高速印刷が可能で、オプションの補助乾燥機でさらに乾燥能力を強化し、紙しわを軽減。
- パンフレット、DM、商品カタログなどの高画質・高生産性が求められる商業印刷に最適なデジタル印刷機として、短納期・大量印刷ニーズに対応し、業務効率の向上に貢献。

※1　水性顔料インクのロール紙カラーインクジェットプリンター（シングルヘッド）において。2024年12月時点。当社調べ。

■価格（税別）

Jet Press 2160CFG　　オープン価格
※プリンター本体、およびサーバー

■お問い合わせ先

富士フイルムビジネスイノベーション
お客様相談センター
TEL：0120-27-4100（9:00 ～ 12:00、13:00～17:00、土日祝日年末年始を除く）
https://www.fujifilm.com/fb/

乾式オフィス製紙機PaperLab 新ラインアップ
「Q-5000」、「Q-40」

エプソン販売㈱

使用済みの紙を水をほとんど使わず※1に再生可能

■特長

- 紙のリサイクルをより便利にする。「Q-40」で文書を判読不能なレベルまで細断→「Q-5000」で再生紙を生成。離れた場所からでも紙の回収・再生が可能（オフィス・自治体・事業所などでの活用を想定）。
- 現行モデル「A-8100」に比べて体積約50%削減。現行モデルに対して、繊維化や成形における複数の工程を統合することで小型化を実現し、“よりオフィスに導入しやすい”モデルへと進化
- 環境負荷低減・持続可能性。天然由来の結合材を採用し、地下資源の使用を削減。リピートリサイクル（繰り返し再生）が可能に。
- デザインの改良。「Q-5000」は木目調の天板でオフィスに馴染むデザイン。「Q-40」はリーフモチーフを採用し、環境意識を高める。
- 「ドライファイバーテクノロジー」搭載。水をほとんど使わずに紙を繊維化し、新たな紙に再生。紙資源の循環を促進し、持続可能な社会に貢献。

【参考】

※1　機器内の湿度を保つために少量の水を使用します。なお、『Q-5000』では、繊維結合の際にも少量の水を使用します。

- 「PaperLab」について
www.epson.jp/products/paperlab/
- 「ドライファイバーテクノロジー」について
https://corporate.epson/ja/technology/search-by-products/other/dft.html

■価格（税別）

Q-5000（メインユニット）
Q-40（紙源プロセッサー）いずれもオープン価格

■お問い合わせ先

エプソン販売（株）お問い合わせ先
TEL:050-3155-8700
（9：00 ～ 17：30　日・祝日を除く）
https://www.epson.jp/

PaperLab『Q-5000』メインユニット

箸休め

第6回

尊い「あたりまえ」、そして…

志度寺／記録資料研究所
毛塚（けづか） 万里（まり）

「海外へ一人で出かける知人の大学生に会ったら、何も準備していなくて驚いてしまった」。久しぶりに会った友人の第一声でした。留学経験があり、頻繁に国外へ行く友人の「準備」は、団体海外旅行しか経験のない筆者も、約半分は初耳でした。空港やホテルで預けた自分のスーツケースが行方不明になった時の備え（預けた荷物が指定場所に届かないことは珍しくない）。入国審査で別室に連れて行かれ、スマホを取り上げられた時への備え。すなわち旅行の目的・宿泊予定の友人宅住所や友人に関する証明書類、自分自身の身元証明、いずれも紙で提示するための備え、等々。それを聞いて、大学院時代、NYマンハッタンのセントラルパーク周辺の宿と調査先のわずかな距離を、緊張しながら毎日通った体験を思い出しました。日常会話OKの語学力があれば、随分違ったと思います。

友人と別れたあと、めったにない機会なので、日常あまり自覚していない日本国民として「恵まれていること」を少し考えてみました。思想信条の自由、表現の自由が許容される民主主義の国に生まれたこと。キャリアプランの中に兵役義務を想定しなくてよいこと。ミュージアムに戦争について学びに行くこと。避難所等で生活する事態が発生しても、国民の権利を守る努力が継続すること、等々。

太平洋戦争に関する手記を朗読する市民グループによる年１回の発表会に、昨秋参加しました。「全国の都市が焼け野原になった」という22回目のテーマにあわせ、朗読者の背景には、空襲で焦土と化した市街地や被災者の写真が投影されました。何もかもが燃えて、焼き尽くされて、無くなってしまった街並み。その映像が後日、「大量の歴史資料と向き合い、適切な整理方法を模索中です」と自己紹介する若いアーキビストとの対話中に、ふっと脳裏に蘇りました。そうなんです。困惑するほど大量の史料がある状況とは、裏を返せば、平和で無事な世の中が続いた証しでもあるのです。

日本では、地域社会の中に歴史資料が残されています。江戸時代の終わりに８万あった町村の文書が、村役人だった個人宅に保存されているからです。それを試算すると、控えめに考えても20億点以上あると奥村弘氏は述べています（「大震災と地域歴史遺産」名古屋大学大学文書資料室紀要21）。このような形で地域社会の中に歴史資料が残されている社会、文化は、世界的にもあまりないといわれています。縮む社会が始まる今、これらを保存してきた家や蔵・共同体（地区共有保存）の維持が困難になりはじめています。平和な時代が続いた産物としての大量の歴史資料。何を残し継承するか。担い手の課題とともに、私文書を含む歴史資料の収集時における評価選別についても、博物館における登録解除（除籍）同様、新たな課題として議論を重ねる時代を迎えています。

認証アーキビスト有志が実行委員会形式で開催する「認証アーキビストが一堂に会する会」が、今年も２月にオンラインで開催されました。筆者もトークセッションの一部を担当することとなり、その事前準備として「日本にアーキビストの専門職団体が誕生したら、どんな役割を果たすのか」を考える“脳内整理”と取り組みました。ポツダム宣言受諾からすでに80年。そして阪神・淡路大震災から30年が経ちました。現用から非現用までの公私の文書情報・アーカイブズ管理と関わる専門職として向き合うべき固有の史実・課題は何か。――敗戦時における公文書等の焼却とその再発防止策。発災後、復旧に必要な文書等の被災に責任を感じ命を絶つ人を防ぐための課題の共有化――そして、第二の赤木俊夫さんを生まないために取り組むべきこと。これらの宿題は「あたりまえ」にしていかなくてはなりません。

さて、みなさんは、太平洋戦争の体験者がご親族にいない方が大半だと思います。浅草寺にある母子地蔵の建立に協力した「中国引揚げ漫画家の会」の方々も、次々と鬼籍に入っています。今夏は、お住まいの自治体史や、自社または興味ある業界の社史等を紐解き、30年前、80年前の「あたりまえ」を確かめる体験はいかがでしょうか？　国立国会図書館デジタルコレクションを利用すれば、本の重さもホコリも心配無用。「空襲」「疎開」など気になる言葉での検索も可能です。

著者略歴

認証アーキビスト。東京都杉並区生まれ。官民で収集アーカイブズ（含受託）や文書情報管理・教育等の業務を約25年担当。2015年より四国八十八ケ所第86番札所志度寺学芸員。都内私大で学芸員課程（博物館情報・メディア論／博物館資料論）の非常勤講師も務める。主な著書（共著）に『志度寺縁起絵』（平凡社）、『ミュージアムの情報資源と目録・カタログ』（樹村房）、『これからのアーキビスト』（勉誠出版）など。

IM 編集委員から

朝ごはん

しっかり目の朝ご飯

「朝ご飯」は食べていますか？　毎日しっかり食べている方もいれば、そうでない方もいるでしょう。私はといえば、平日は朝ご飯を食べず、休日はしっかりめに食べるという、わりと不規則な朝ご飯生活を送っています。

「一日の力は朝ご飯から」と言われるように、朝ご飯は日常の健康管理において重要な要素だと理解はしています。毎日朝ご飯を食べないと、気力や体力の減退に繋がったりするだろうと分かりつつも、朝ご飯を食べなくても充分に効率的に作業ができると感じている自分もいます。お腹は減りますが。

最近、ショート動画をぼーっと見ていたときに、こんな話を耳にしました。「太古の人間は狩獲民族であったため、食料が手に入る日もあれば、手に入らない日もあった。そのため、人間は食べない日があることに耐性を持っている。むしろそれが人間らしいのではないか」という内容でした。たしかに、日本でも「断食」が健康法として注目されており、断食後に体質が改善されるという話も何度も耳にしたことがあります。その点では、朝ご飯を食べないという選択もあながち間違っていないのかなと思ってしまいます。

最終的には、朝ご飯を食べるべきかどうかは、それぞれの体質や生活習慣、年齢や環境によっても違うとは思います。大切なのは、自分の体の声をよく聞き、体質に合った食生活を続けることではないかと開き直っています。ちなみに、私の息子たちには毎日三食しっかり食べるように、つい口うるさく言ってしまいます。さらに、朝晩のプロテインと乳酸菌飲料も摂らせています。自分には都合のよい解釈をしますが、息子には規則正しくと厳しくなってしまいます。もっとも、狩猟民族には子供（成長期）だからといって食料が降ってくるような都合の良い話はなかったでしょうが……。

（隅谷　寛人）

〈広報委員会委員〉

担当理事　河村　武敏（アピックス）
委員長　山際　祥一（マイクロテック）
副委員長　長井　勉
委員　菊池　幸（コニカミノルタジャパン）
夏目　宏子（ナカシャクリエイテブ）
石川　莉子（富士フイルムビジネスイノベーション）
隅谷　寛人（リコージャパン）
田坂　成吾（オリックス）
事務局　山下　康幸

【事務局から】

４月の入社・入学シーズンとなるとやっぱり「１年って早いなぁ」と感じることが多々あります。これ心理学で「ジャネーの法則」というらしいですね。ようするに、刺激が少ない毎日を送ると時間が早く感じられ、新鮮なことが多い毎日を送ると脳が活性化して時間が経つのが遅く感じられるのだとか。「今年こそなにか新しいものにチャレンジをしよう」と言ってなにもしないのが毎年の恒例ですが、そりゃ一年も早く感じるわけですな。

IM7・8月号予告

和歌山県の公文書管理システム導入事例
AIIM Conference 2025 レポート
JIIMA第64期事業計画書

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらJIIMAホームページの問い合わせ窓口までお寄せ下さい。

IM 5・6月号©

2025年　第5・6月号／令和7年4月25日発行

©日本文書情報マネジメント協会　2025

発　行　人／甲斐荘　博司
発　行　所／公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2−19
ライダーズビル7階
TEL（03）5244−4781　FAX（03）5244−4782
JIIMA Webサイト／ https://www.jiima.or.jp
編集・制作／日本印刷株式会社

印刷版（オンデマンド）定価（1冊）　1,100円（税込・送料別）
印刷版（オンデマンド）年間購読の費用はお問い合わせください

印刷版（オンデマンド）のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN　2435-0354
ISBN　978-4-88961-238-7　C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management（本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず）

Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する
デジタル化アドバイザー

HS Inc. Image & Information Management Service

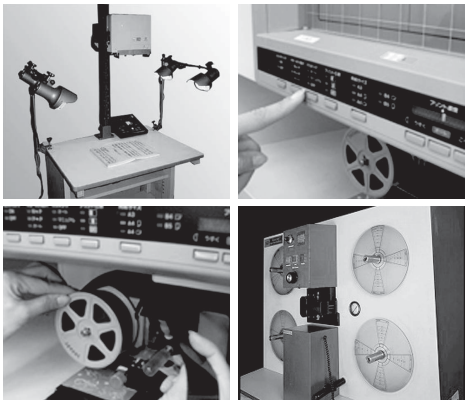

Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート
コンサルティング

Document Archives の最先端を行く

ASAMI GROUP
H・S アサミグループ

関西写真工業株式会社	電子ファイリング・CAD 設計
アサミクリエイト設計株式会社	機械・電機設計製図請負
アサミ情報システム株式会社 アサミ計測情報株式会社	GIS 構築・ソフトウエア開発
アサミテクノ株式会社	機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)

たいせつにしますプライバシー
20001089

エイチ・エス写真技術株式会社
Image & Information Management Service
LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS
URL http://www.hs-shashin.co.jp

Address
本　社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号
TEL 06-6453-4111　FAX 06-6453-3999

HS Network

横　浜	045-508-3885	本　部	06-6452-0101
敦　賀	0770-23-7283	ﾃｸﾆｶﾙｾﾝﾀｰ	06-6453-6188
若　狭	0770-32-9150	堺	072-241-1839
滋　賀	0749-64-0847	神　戸	078-671-7488
京　都	075-671-7980		

ISBN　978-4-88961-238-7
C3002　¥1000E

「IM」2025年　5·6月号　令和7年4月25日発行　通巻第617号
定価1,100円(税込)

JIIMA

文書情報管理士 JIIMA

今、社会では文書管理が重要になっています。
個人情報や営業秘密の保護など、
文書管理の重要性が求められています。
書類を安全に保管するには
どうすればいいのでしょうか？
文書管理が会社の存続に関わるって知っていますか？
また、働き方改革でも紙文書の
電子化は重要なキーワードになります。
安心で社会生産性の高い、
デジタルファーストな
電子文書情報化社会の構築をめざして
さあ、文書情報管理士の出番です。

文書情報管理士 検定試験 2025夏試験

2025年7月20日(日)～8月31日(日)

試験方法／CBT方式　試験会場／全国約350か所

申込期間　2025年6月20日(金)～8月28日(木)

受験料　一般：11,000円(税込)　学生：7,150円(税込)

受験級　2級、1級、上級

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

お申込み、詳しいご案内は
ホームページをご覧ください　www.jiima.or.jp